

The background is a traditional Japanese map, likely a woodblock print, showing a mountainous region with rivers and various place names in kanji. A prominent green horizontal band is overlaid across the upper portion of the map, containing the title in white text. Below the green band is a yellow horizontal band containing a subtitle in black text. The map itself is rendered in shades of green, blue, and brown, with red lines indicating roads or boundaries.

アイヌ民族：歴史と現在

— 未来を共に生きるために —

公益財団法人アイヌ民族文化財団

はじめに

この本は、アイヌ民族の歴史や文化などについて中学生の皆さんに知ってもらうために作りました。

今の日本の社会科の教科書に書かれていることの、ほとんどは和^{わじん}人の社会や文化についてです。しかし、日本には和人だけが暮らしてきたわけではなく、アイヌ民族も昔から日本列島に住んできました。そこで、アイヌ民族の歴史や文化について学んでもらうのが、この本の役目です。

21世紀をむかえた現在、日本にはさまざまな民族が暮らしています。また、インターネットや電子メール、衛星放送などで、どこに住んでいても世界各地と密接に結びつくようになっています。そうした中で国際社会に生きる一員として、よりよい社会づくりをしていくためには、それぞれの民族の有する多様な歴史や文化を知り、認めあうことが大切です。

石器を使っていたころから現代までのことを、この小さな本にまとめています。中には少し難しいところもあるかもしれませんが、どうかこの本を大切に、何度も読み直してください。

和人

「和人」は、今の日本の中で一番人数の多い人たちの、アイヌ民族と並べて呼ぶときの呼び名です。同じ読み方で「倭人^{わじん}」という漢字もあります。これは中国の人が日本に住む人のことを指して呼んだ名前です。

2025年6月

公益財団法人アイヌ民族文化財団

目 次

I 原始・古代	4
北海道の旧石器時代	4
北海道の縄文文化	5
続縄文文化	6
オホーツク文化	7
擦文文化	8
古代のエミシから中世のエゾへ	9
II 中世（13～16世紀）の政治・社会	10
鎌倉幕府の成立とアイヌの人たち	10
モンゴル帝国の成立とアイヌの人たち	12
明のアムール川下流域への進出とアイヌの人たち	13
コシャマインの戦いと戦国時代の北海道	14
III 近世（17～19世紀）の政治・社会	16
松前藩の成立とシャクシャインの戦い	16
場所請負制成立	18
クナシリ・メナシの戦い	18
幕末の蝦夷地	19
IV 近世（17～19世紀）の文化	20
生業	20
家屋	20
『オムシャ図』に見るアイヌ文化	21
V 近代の政治・社会	22
アイヌ民族の日本への統合と北海道の開拓	22
開拓の本格化と「北海道旧土人保護法」の制定	24
大正デモクラシーから戦時体制へ	24

VI 現代の政治・社会26

国内の政治の動き－「アイヌ文化振興法」の制定まで－	26
国内の社会の動き	28
国際政治とアイヌ民族	28
「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」	29

VII 近・現代の文化30

民族復権の叫び	30
(1) 言論活動の中で	30
(2) 儀礼復興の中で	32
(3) 伝統舞踊伝承の広がりの中で	33
アイヌ文化の今	34
(1) アイヌ文化の新たな広がり	34
(2) アイヌ語の復権	34
(3) 衣食住の変化	35
(4) アイヌ民族として生きる	35

VIII アイヌ語36

アイヌ語とは	36
アイヌ語を話す地域	36
現在も使われているアイヌ語	37
アイヌ語地名	37
アイヌ民族の知恵がこめられた地名	38
川に付けられた地名	38
意味のないアイヌ語地名はない	38
アイヌ語の過去・現在・未来	39
うたってみよう	40
アイヌ民族に関わる歴史年表	42
資料	44

アイヌ語の表記について

アイヌ語には「フ」「ツ」「ク」「シ」「ム」「ラ」「リ」「ル」「レ」「ロ」のように、日本語にない発音がある。例えば「ユカラ」の「ラ」のように小さく書き表す。読む時には軽く発音する。

I 原始・古代

北海道の旧石器時代

北海道に人類が住み始めたのは、今から約2万5千年前のことである。その当時の平均気温は、現在より7～8度も低い寒冷期で、海水面は現在よりも低かったといわれている。そのため、当時の北海道はサハリン(樺太)と陸続きであり、そのサハリンも大陸とつながっていた。大陸から野牛などの大型の動物が南下し、それを追って人類も北海道に移動してきたと考えられている。

日本の旧石器文化

日本には旧石器はないといわれていたが、1946年に群馬県の岩宿遺跡が発見されて以来、各地で旧石器時代の遺跡が見つかっている。その後、30万年前のものとする石器が見つかったといわれた時期もあったが、2000年の「旧石器捏造事件」以降、誤ったデータの見直しが行われている。現在は、約2万5千年前の石器が確実なものとなっている。

このころの文化を旧石器文化という。打製石器やれき石器を使い、土器はまだ作られていない。北海道の旧石器文化の特徴のひとつに、北東アジアと同じく、細石刃さいせきじんという小さな石器がつけられたことがある。厚さが1～2mm、幅が1cm以下、長さが数mmから数cmのカミソリの刃のようなものである。これを動物の骨に溝を彫って埋め込み、槍先やりさきやナイフとして使った。埋め込んだ細石刃がこわれたら、刃を付けかえて使うことができた。このような石器は「組み合わせ道具」とよばれる。

その後、気候の温暖化が進み、海水面が上昇しておよそ1万2千年前に北海道は島となった。大型の動物は北の大陸に戻ったり滅んだりした。そのため、この当時の人びとは、現在の北海道でも見られるシカなどの動物をとって生活するようになった。

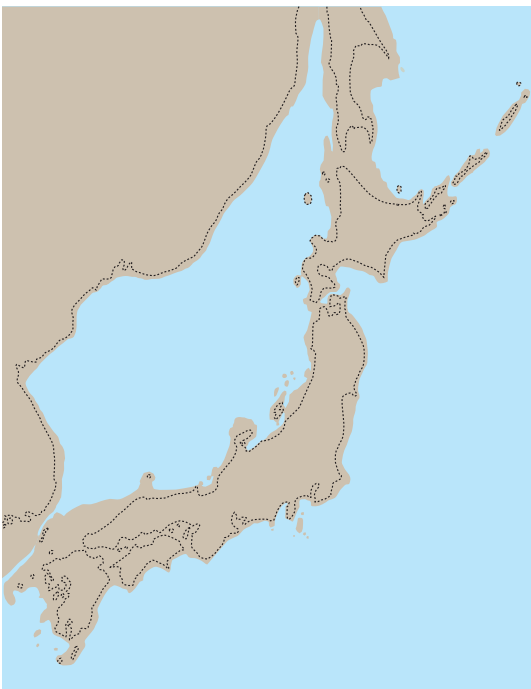


図1-1：約2万5千年前の日本列島
海面は今より140m低かった。

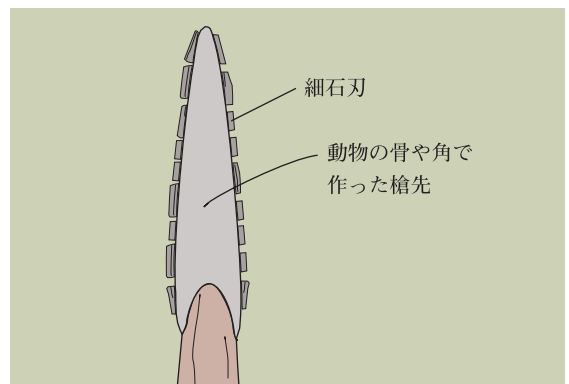


図1-2：細石刃を用いた「組み合わせ道具」
槍先の横側の溝に細石刃が埋め込まれている。



写真 I - 1 : 函館市・中野A遺跡出土の土器 写真 I - 2 : 帯広市・八千代A遺跡出土の土器
土器の形にあらわれる道南と道東の違い。どちらも縄文早期の土器である。

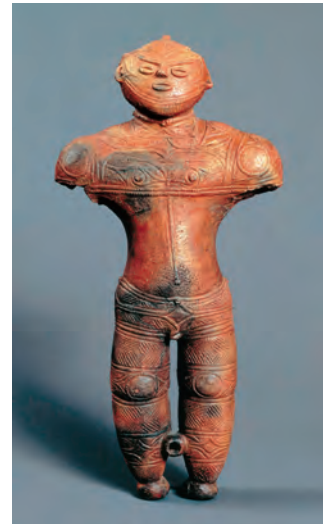


写真 I - 3 : 函館市・^{ちよぼないの}著保内野遺跡
で発見された中空土偶

北海道の縄文文化

今から1万2千年ほど前に、九州北部で土器作りが始まった。これ以降が縄文文化の時代である。

今からおよそ1万1千年前には、北海道でも縄文文化が始まった。土器・弓矢・^{ませいせきふ}磨製石斧を利用した定住的な生活が始まり、丸木舟の使用も一般化した。シカやクマなどの狩猟、サケ・マスなどの漁労、^{こんけい}ドングリ・オニグルミやトチなど落葉広葉樹の実の採集を基礎とする社会が約9千年も続いたのである。縄文時代の後期の遺跡からは、ソバなどの栽培植物も出土している。土器で煮炊きをすることによって、木の実や根茎などのでんぷん質の食料を利用することができるようになり、貝類も食べやすくなった。

落葉広葉樹は、ナラの木やクヌギ・ブナなど、冬の間、葉を落としてしまう樹木のことである。東日本に広く分布している。

北海道の縄文文化は、東北地方の北部の縄文文化と共通する点が多いが、北海道の中では南西部と北東部とで、土器の形に差が見られる。



写真 I - 4 : 函館市・著保内野遺跡

青森県の^{さんないまるやま}三内丸山遺跡が発見されて以来、縄文時代のイメージは大きく変わった。直径1mのクリの木で作った建物のあとをはじめ、漆やヒスイの加工技術、北海道や新潟までを結ぶヒスイ・黒曜石・アスファルト・コハクなどの交易があったことがわかってきた。津軽海峡をはさんだ北海道側にも、函館市のサイベ沢遺跡がある。縄文時代は、想像するよりずっと交流の活発な時代だったのかもしれない。この時期の北海道南部と青森県では、円筒型の土器や石器など同じものを作っている。海を挟んだ二つの地域が、同じ文化を持っていたことがわかる。また、三内丸山遺跡からは黒曜石など北海道から運ばれたものが見つかっているので、遠距離の交易があったこともわかっている。

続縄文文化

今から2千3百年前、大陸から日本に稲作と金属器が伝わり、弥生文化が始まる。本州とは違って気象条件の厳しい北海道には、鉄器などの金属器は流入したが、米作りは伝わらず、縄文時代からの伝統的な社会・文化が6世紀ころまで続いた。これを続縄文文化と呼んでいる。

この時期の後半には、北海道の土器が東北地方や新潟県まで拡がり、さらに、サハリン南部の文化も北海道の中央部まで南下している。この時期は気候の寒冷期に相当するので、それが、各地の文化の移動に影響を与えたものと考えられている。



写真 I-5：余市町・フゴッペ洞窟の刻画



写真 I-6：函館市・恵山貝塚出土の土器



写真 I-7：江別市・坊主山遺跡出土の土器



写真 I-8：釧路市・興津遺跡出土の土器

表 I-1：日本列島の歩み

北海道の文化	オホーツク文化		アイヌ文化										
	続縄文文化	擦文文化	和人の文化										
日本史の一般的な時代区分	古墳		奈良	平安			鎌倉	室町		安土桃山	江戸		
西 暦	6世紀	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀	11世紀	12世紀	13世紀	14世紀	15世紀	16世紀	17世紀	18世紀

余市町のフゴッペ洞窟^{どくつ}は、1950年に、海水浴に来ていた札幌の中学生と高校生の兄弟が発見した。洞窟の岩面に絵が刻まれているが、このような遺跡は、小樽市の手宮洞窟とフゴッペ洞窟の二つしかない。サハリンやロシアの極東地域に同じような遺跡があるので、北からの影響が強いことがわかる。なお、手宮洞窟の絵は19世紀に発見され、長い間文字ではないかといわれてきたが、フゴッペ洞窟の発見と研究の結果、現在では絵だと考えられている。

オホーツク文化

5～6世紀ころ、サハリンから道北地方の海岸部に、漁労や海獣の狩猟をし、犬や豚

の飼育も行う人びとが移住してきた。彼らは、7世紀から9世紀にかけて道東のオホーツク海岸から千島列島にまで住むようになり、オホーツク式土器と呼ばれる独特な土器を作った。この文化をオホーツク文化と呼ぶ。

オホーツク文化の人たちは、海岸近くに集落をつくり、大型の六角形もしくは五角形の竪穴住居に住んでいた。住居の奥には、クマの頭などの獣の骨が積み上げられており、牙や骨でクマを表した彫刻を作った。オホーツク文化に見られるクマに対する信仰は、後のアイヌ文化とのかかわりがあるのではな



写真 I-9：湧別町・川西遺跡出土の牙製クマ像



写真 I-10：網走市・モヨロ貝塚出土のオホーツク式土器

いかと考えられている。また、大陸系の金属器である青銅器が発見されることから、オホーツク文化が、大陸のアムール川中・下流域やロシアの沿海地方に発達した文化とかがわりが深いことがわかっている。オホーツク文化は、北海道では擦文文化と同化して、9世紀ごろには終末を迎えた。



写真 I-11：青銅製の帯飾り
北東アジアで作られた金属器



写真 I-12：擦文文化の住居跡（旭川市・錦町5遺跡）



写真 I-13：オホーツク文化の住居跡（北見市・常呂川河口遺跡15号）

オホーツク文化の研究は、1913年に、^{よむらき おえ}米村喜男衛が網走市のモヨロ貝塚を発見したことに始まる。ほとんど独学で考古学を学んだ米村は、床屋をしながら発掘と調査を続け、のちに網走市立郷土博物館の館長となった。第二次世界大戦後、モヨロ貝塚と静岡県の^{とよ}登呂遺跡の発掘が行われ、「東のモヨロ、西の登呂」といわれて大きな成果をあげた。

擦文文化

7世紀ころ、北海道の人たちは、東北地方の^{はじ}土師^き器から影響を受けて、土器に縄文をつけなくなり、木片で表面を整えるようになった。このような土器を擦文土器とよび、擦文土器を用いる人たちの文化を擦文文化と呼んでいる。この時代の生活は、サケ・マスなどの漁労、シカなどの狩猟、野生植物の採集、アワ・キビ・オオムギなどの畑作農耕が行われた。また鉄器が多く用いられるようになり、本州で生産された^す須^{えき}惠器も使われた。



写真 I - 14：奥尻町・青苗遺跡出土の擦文土器
擦文時代後期の土器である。右手前はフィゴの羽口。

擦文時代の人びとは、サケ・マスがとれる河川の流域や海岸に集落を形成した。住居は、かまどの付いた四角形の竪穴住居で、東北地方の影響が強い。簡単な^{はたおり}機織技術が普及し、布製の衣服が着用されたことも大きな特色である。

擦文土器は、東北地方の北部でも発見されている。そして、日本海沿岸の交易の発達によって、鉄鍋や漆器などが入ってくるようになると、擦文文化の人たちは土器作りをしなくなった。擦文文化は、12世紀末～13世紀ころに終わったと考えられているが、

これが日本列島における土器文化の終わりとなったのである。なお、擦文文化人はアイヌ民族の祖先と考えられている。

8～9世紀ころ、石狩低地帯の江別や恵庭に、東北地方の北部の終末期の古墳に似た円墳が築かれている。これは北海道式古墳といい、この古墳を残した人たちは、東北の人たちとの交流が深かったと思われる。

擦文文化と交易

石狩川の上流に位置し旭川市を中心とする上川盆地では、擦文時代にだけ、石狩川沿いに集落が集中するという状況が見られる。サケをとって干し、乾鮭^{からまけ}を作って交易をしていたのではないかと考えられている。中世になると、乾鮭は北海道の主要な交易品となった。乾鮭が塩鮭^{しおひ}（塩引き）になるのは、江戸時代になってからのことで、北前船によって大量の塩の輸送が可能になったからである。

土師器・須惠器

土師器とは、古墳時代から奈良・平安時代まで生産された素焼きの土器である。弥生式土器の延長であり、埴輪も土師器である。全体的に赤みがかった色をしている。

須惠器は、5世紀に朝鮮半島南部から伝った土器で、古墳時代から平安時代まで生産された。土師器より高い温度で焼かれるので、青みがかった灰色で硬い。土師器より高級な品とされた。



写真 I - 15：復元された江別古墳群（江別市・後藤遺跡）

古代のエミシから 中世のエゾへ

古代の記録には、エミシ（蝦夷）とよばれる集団が登場する。『日本書紀』によ

れば、阿倍比羅夫の遠征（658～660年）には、津軽・淳代（能代）・
鮎田（秋田）などのエミシとともに、渡嶋エミシが出てくる。

この渡嶋は、北海道とみられるが、東北地方の一部とする意見もあり、結論が出ていない。また、659年の記事によると、遣唐使の一人が唐の皇帝の問いに答えて、「エミシには遠くの都加留、
次の麓蝦夷、近くの熟蝦夷の三種類があり、熟蝦夷は中央の朝廷に対し貢物を差し出し服従している。」と述べている。

エミシは、アイヌの人たちなど特定の集団をさすのではなく、朝廷に従わない者をさすのが一般的である。その一方で、東北地方の北部にはアイヌ語の地名がある。このことから、エミシの中にアイヌ民族の祖先が含まれていたことは、間違いないと考えられるようになっていく。

7世紀ころの大和朝廷の勢力範囲は、今の宮城県の南端から新潟県中部までだったが、8世紀になると、朝廷の勢力は秋田県から宮城県にまで広がった。8世紀末に、エミシの中から任命されていた役人である伊治咎麻呂が朝廷に戦いを起こした。さらに、アテルイの率いるエミシの軍が、朝廷の派遣した大軍を破った。だが、その後アテルイは、朝廷から征夷大將軍に任命された坂上田村麻呂に敗れた。

10世紀になると、エミシの蜂起はなくなる。これは、中央の権力が東北に及ぶようになったことを示すものと考えられる。平安時代の後期には、陸奥・出羽地方は豪族の安倍氏と清原氏の勢力下に置かれた。その後、東北地方は平泉を中心とする奥州藤原氏が支配するようになった。

12世紀の後半になると、エミシに代わって、エゾ（蝦夷）と呼ばれるようになる。この呼び名の変化が、擦文文化の終わりとの関係があるかどうかはわかっていない。

安倍氏・清原氏・奥州藤原氏

安倍氏は平安時代の陸奥の国に勢力を持った豪族である。安倍氏は、朝廷から俘囚の長に任命されていた。俘囚とは、エミシの中で朝廷の支配に服するようになった人たちのことである。

俘囚のなかには、大きな勢力を持つものも現われるようになった。安倍氏のほかに、清原氏や奥州藤原氏などがある。藤原氏の繁栄ぶりは、平泉の中尊寺金色堂で知られている。なお、奥州藤原氏は、都の藤原氏からも一族と見なされていたが、その一方で俘囚の指導者であると称していた。このように、安倍氏・清原氏・奥州藤原氏とアイヌ民族との関係は、まだはっきりしないことが多い。

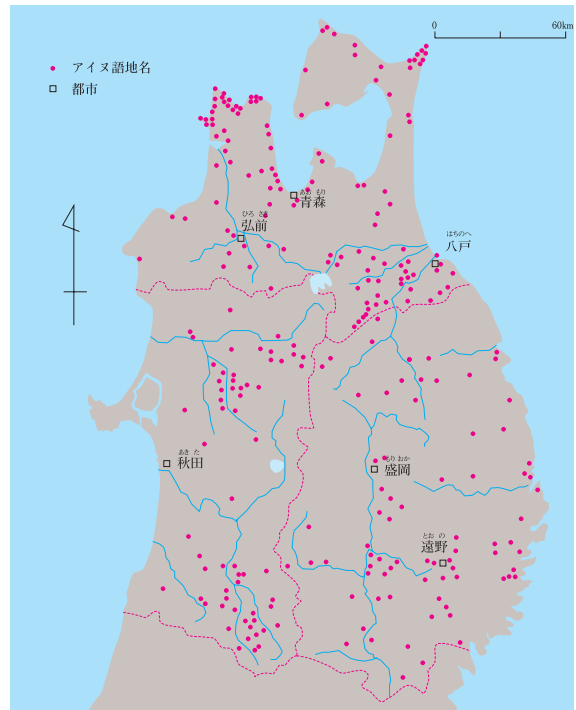


図1-3：青森県・秋田県・岩手県にあるアイヌ語地名

II 中世(13~16世紀)の政治・社会

鎌倉幕府の成立と アイヌの人たち

源頼朝は、奥州藤原氏を滅ぼし、鎌倉幕府をたてた。その後、しばらくして幕府

の実権は執権の北条氏に移った。北条氏は、鎌倉時代の早い時期に、ほぼ現在の青森県の範囲の地頭となった。北条氏は、津軽半島の十三湊とさみなとに根拠地を置く安藤氏を自分のかわりとした。この時代には、重い罪を犯した人を「蝦夷が島」に流刑るけいにすることになっていたが、それは、鎌倉幕府の仕事であった。安藤氏は、実際に流刑を行うという仕事を担当していた。さらに、流刑された人たちの管理も安藤氏の仕事であった。そのため、安藤氏は北海道にも影響力をおよぼすようになった。

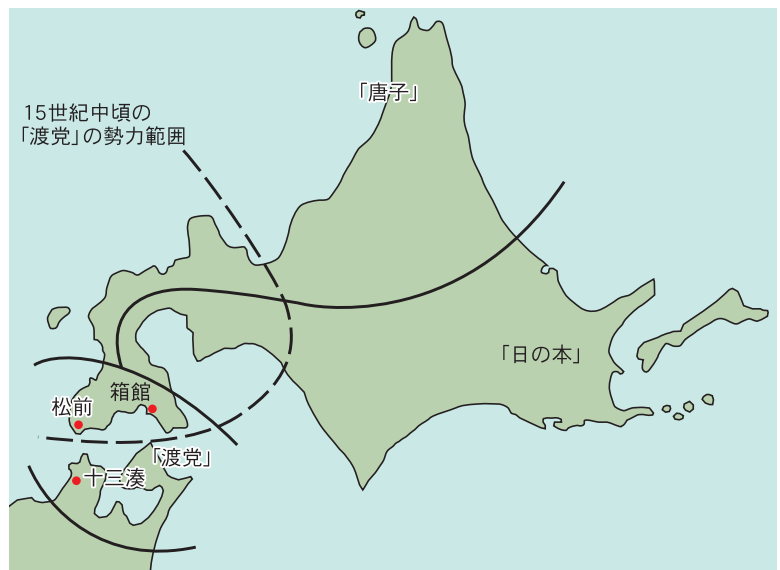
14世紀の『諏訪大明神絵詞すわだみょうじんえことば』という本によると、この時期の蝦夷は、「日の本」「唐子」「渡党」の三つの集団からなると書かれている。このうち、「渡党」の言葉は、聞き取りにくいところもあるが、なんとか通じるとされている。しかし、「日の本」「唐子」の言葉は、全くわからないという。「渡党」は、主として北海道の南部に住む和人のことで、流刑者たちの子孫であったが、「日の本」と「唐子」はアイヌの人たちのことであろう。

諏訪大明神絵詞

『諏訪大明神絵詞』は、1356年に、長野県にある諏訪神社の円忠という人が書いた本で、安藤氏の内乱について書いたところに、蝦夷についての記録がある。「渡党」は言葉が通じると記されているが、その風俗には、毒矢を用いるなどアイヌの人たちのことと思われる記事があるので、「渡党」にはアイヌの人たちも含まれていたことがわかる。江戸時代のような、アイヌと和人というはっきりした区別がつかないのが、この時代の特徴である。

日の本

「日の本」とは東側という意味で、中国から見て日が昇る方角ということである。



図II-1：「日の本」「唐子」「渡党」の位置図



写真Ⅱ-1：十三湊の航空写真



写真Ⅱ-2：十三湊の出土遺物

安藤氏は、北海道に住む和人を支配する権利を持っていたが、やがてこれらの和人が、アイヌの人たちとの交易を通じて手に入れた品物をあつかうようになった。このような北方からの交易品には、ラッコの毛皮や鷲・鷹の羽根、それに昆布や乾鮭^{からさけ}などの海産物があった。安藤氏は、この交易を通じて大きな富を手に入れ、蝦夷管領^{えぞかんれい}とよばれるようになった。

また、交易の拡大にしたがって、渡党の居住する範囲は北に拡大した。江戸時代の松前藩の記録では、1457年に起きた、コシヤメインの戦いの前までには、渡党が北ではヨイチ（余市）、東ではムカワ（むかわ）にまで住んでいたと記されている。余市川の河口には、交易所とおもわれる遺跡が発見されている。

安藤氏

青森県の津軽半島の十三湊に本拠を置く武士である。鎌倉幕府の執権である北条氏の家臣で、鎌倉幕府が北海道に対して行っていた罪人の流刑などの任務の責任者であった。

安藤氏は、海の武士団として、海上交易などの利益で生活を立てていた。この時期に九州で活動していた松浦党とよく似ていることがわかっている。松浦党は、倭寇^{まつらとう}の中心である。

安藤氏は、15世紀には南部氏との戦いに敗れ北海道に逃げ、のちには秋田に移動して秋田氏を名乗るようになった。

なお、安藤氏は「安東氏」と表記されることもある。



写真Ⅱ-3：ラッコ



写真Ⅱ-4：鷹の羽根

オルチャ語とニヴフ語

オルチャはアムール川の下流域に住む民族で、サハリンのウィルタ（昔はオロッコと呼ばれた）などと近いことばを話している。このことばのグループには、17世紀に清をたてた満州人の満州語も含まれる。ニヴフ（昔はギリヤークと呼ばれた）はサハリンに住む民族で、漁業を主な生業としている。ニヴフ語は、オルチャ語やウィルタ語とは違う。アイヌ語や日本語とも関係がないことがわかっている。

モンゴル帝国の成立とアイヌの人たち

13世紀のはじめにチンギス＝ハンがたてた**モンゴル帝国**は、またたく間

にユーラシア大陸の大部分を領土にした。チンギス＝ハンの孫のフビライ＝ハーンの時代には、中国風に元というようになった。元は中国の南にあった南宋を滅ぼし、東アジアの海に進出しはじめた。1274年と1281年に、元の軍が博多湾に押しよせた**蒙古襲来**もそのひとつであったし、ジャワ島にも遠征軍を送っている。1264年からは、サハリンに進出し、骨鬼と戦っている。骨鬼とはアイヌの人たちのことであり、オルチャ語やニヴフ語など、サハリンやアムール川下流域に住む先住民族の言葉で、「アイヌ」を意味する「クギ」あるいは「クイ」という言葉に、音の近い漢字をあてたものである。

元は、サハリンに住んでいたニヴフの祖先を服属させた。その

一方で、元の軍隊は、1264年から約40年間にわたって、北海道からサハリンへ北上してくるアイヌの人たちと何度か戦ったと、『元史』に書かれている。しかし、その戦いはそれほど規模の大きなものではなかったようである。元がニヴフとアイヌの人たちとの交易をやめさせようとしたために起きたと見られている。また、サハリンからは、擦文土器がほんの少ししか発見されていないので、アイヌの人たちは、13世紀には土器作りをしなくなっていたと考えられている。アイヌの人たちがサハリンに定住



図Ⅱ-2：モンゴル帝国・元の時代の地図。

赤い線はアイヌの人たちが使ったルート。間宮林蔵も同じルートを使った。

するようになったのは、13世紀から15世紀初頭までの間のことであらうと考えられているが、まだはっきりしていない。

モンゴル帝国

モンゴル帝国は、武力でユーラシアを征服したと思われるが、実際には外交を通じて平和的に各地を従わせたことが多かったようである。14世紀のサハリンでは、アイヌの人たちが持ってくるオコジョの毛皮を小屋に入れておいて、野人といわれる人たちが持ってきた中国製品と交換するということが行われていた。野人というのは、アムール川の下流域やサハリンに住む、オルチャやウィルタの人たちと同じことばを話す人たちだったと考えられている。このように、アイヌの人たちと野人とは会わないで交易をしていた。このような方法を沈黙交易という。



写真Ⅱ-5：サンタンゴエ地図
1809年に間宮林蔵が船でアムール川を下り、ティルの丘を絵にかいた。1413年と1433年に建てられた2つの石碑が描かれている。



写真Ⅱ-6：ヌルガン都司が置かれたティル村
写真中央部が、永寧寺が建っていたティルの丘。19世紀までは2つの石碑もここに建っていた。

明のアムール川下流域への 進出とアイヌの人たち

14世紀に明が成立して、元の
勢力はモンゴル高原に退い

た。明は、大きな船をつくってアムール川を下り、アムール川の下流域にヌルガン都司という役所を置いた。また、永寧寺という寺を建てて仏教を利用して先住民の人たちを支配しようとした。

明は、アイヌの人たちと戦うことはなく、貢ぎものを取ることでアイヌの人たちを支配しようとした。同じ時期には、鄭和の艦隊がインド洋で活躍している。

しかし、15世紀の半ばになると、明は大艦隊を送ることはしなくなり、東アジアの海上交易は小さくなった。アムール川の下流域でも、明の朝貢交易はしだいに小さくなった。また、永寧寺が焼かれるなど、仏教を利用した明の統治は、先住民の人たちからは受け入れられなかった。



写真Ⅱ-7：1433年に建てられたヌルガン永寧寺碑。

現在はロシア連邦のウラジオストク市に移されている。クイが朝貢に来たので、衣服などの品物を与えたということが石碑に刻まれている。

倭寇 明の永楽帝は、各地に使節を派遣して、貢ぎ物を持ってくるように促した。日本からは室町幕府の足利義満の使節が、明に行き国交を開いた。これ以降、明と日本との間で勘合貿易が行われた。インド洋に派遣された鄭和の艦隊の一部は、アフリカにまで行き、キリンを中国に連れて行った。アムール川の下流域に行ったのは、鄭和の同僚のイシハが率いる軍隊であった。明の拡大政策は、1430年代まで続いた。14世紀に明が成立すると、モンゴル帝国や元の時代に許されていた自由な交易を、制限しようとした。そのため、15世紀には倭寇という武装した海上交易者が海賊行為を行うようになった。倭寇のなかには、日本人のほかにも中国人や朝鮮人が加わっていた。

コシャマインの戦いと蛸崎氏

コシャマインの戦いで、道南12館は、花沢館（上ノ国町）と茂別館（北斗市）を除いてすべて落城した。花沢館の館主は蛸崎氏、茂別館の館主は下国氏であった。蛸崎氏の部将であった武田信広は、コシャマインを討ちとして勝利をおさめた。その後、信広は蛸崎氏の婿となり、信広の子孫は蛸崎氏の当主となった。蛸崎氏はのちに松前に本拠を移し、16世紀末の蛸崎慶広の時に松前氏を名乗るようになった。この松前氏が、江戸時代の松前藩の藩主となるのである。下国氏は、松前藩の家老となった。

コシャマインの戦いと戦国時代の北海道

アムール川の下流域で明の勢力が小さくなっていった15世紀の半ばに、北海道の南部で大きな動乱が起きた。それは、1457年に起きたコシャマインの戦いである。この戦いのきっかけは、現在の函館の付近で、アイヌの少年が注文したマキリ（小刀）^{こがたな}のことで和人の鍛冶屋^{かじや}と言い争いになり、鍛冶屋がアイヌの少年を殺してしまったことである。戦いの背景には、アイヌの人たちと移住してきた和人との対立があったと思われる。また、これより先の1432年には、安藤氏が南部氏との戦いに敗れて北海道に逃げ渡るなど、渡島半島の情勢が不安定であったことも関係していたであろう。

コシャマインの戦いの前、渡島半島には、和人によって12の館^{たて}という拠点が築かれていたが、戦いの結果、そのほとんどがアイヌの人たちによって滅ぼされた。また、この戦いの前まで、ヨイチ（余市）からムカワ（むかわ）にまでいたる地域に住んでいた和人が、渡島半島の上ノ国^{しりうち}と知内の間に住むようになり、近世の和人の原型が形成された。

その後約100年の間に、アイヌの人たちと和人の戦いや、アイヌの人たちを巻きこんだ和人同士の戦いが続いた。やがて、上ノ国の館主^{たてぬし}であった蛸崎氏^{かきざき}が「夷狄の商舶往還の法度」^{いいてきしょうはくおうかんほつと}という取り決めをアイヌの人たちと結んだ。蛸崎氏は、セタナイ（せたな）のハシタインとシリウチ（知内）のチコモタインというアイヌの



写真Ⅱ-8：志苔館付近で発見された37万枚もの古銭。多くは和人との交易によってもたらされた。



図Ⅱ-3：道南12館の位置図



写真Ⅱ-9：函館市・志苔館の航空写真

指導者に交易の利益を分けるという条件で、戦いを終わらせたのである。

16世紀の末になると、蛸崎氏は、豊臣秀吉から朱印状を与えられて独立した大名としての地位を認められ、安藤氏の家臣から独立を果たした。蛸崎氏は、のちに苗字を松前氏と改め、徳川家康から黒印状を与えられて、松前藩をたてることになった。



写真Ⅱ-10：上ノ国の勝山館の復元模型

勝山館に住んだ人たち

勝山館は、さくに囲まれて敵から守られているが、さくの外側にも建物がある。

勝山館の後ろ側は墓地になっている。ここから、アイヌの墓が発見されている。刀やニンカリとよばれる耳飾りによって、アイヌの男性の墓とみられている。勝山館のすぐ下からは、イクパスイという儀礼の道具がみつかった。アイヌと和人とは、いつも争っていたばかりではなく、一緒に住んでいた人もいたようである。



写真Ⅱ-11：上ノ国町の勝山館付近で発見されたイクパスイ

イクパスイ

手に持ち、杯の中の酒を先端につけて神に捧げる祭具。神と人との間を、仲立ちする働きがあるとされている。イクパスイが勝山館の近くで発見されたということは、アイヌの人たちが蛸崎氏の家臣に混じって生活していたことを示すものと考えられている。



写真Ⅱ-12：上ノ国町の勝山館跡から発見されたマキリのさやと刃

マキリのさやと刃

さやには、「+」や「×」の文様が刻まれている。15世紀後半から16世紀の遺物で、コシャマインの戦いと同じ時代のものではない。コシャマインの戦いのきっかけとなったマキリと全く同じとはいえないが、よく似たものではないかと考えられている。

Ⅲ 近世(17～19世紀)の政治・社会

有力な指導者

シベチャリ（静内）川下流域でメナシクルと呼ばれる人々を率いたシャクシャイン。シベチャリ川上流域でハエクルと呼ばれる人々を率い、シャクシャインを圧倒するほどの勢力を誇っていたオニビシ。石狩川流域の人々を率いたハウカセなどがいた。各地の指導者は交易活動を指揮し、大きな力をもっていた。



写真Ⅲ-1：シャクシャイン像
北海道新ひだか町

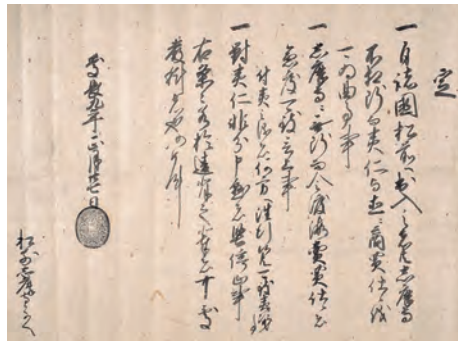
黒印状

徳川家康は、一般の和人によるアイヌの人たちとの直接売買を禁止するなど、明確にアイヌの人たちとの交易の独占権を松前氏に保障した。他の藩のように領地あてがい状を発給されなかった松前藩にとっては、この黒印状こそが、幕府が松前藩の成立を認めた文書であった。

松前藩の成立と シャクシャインの戦い

17世紀の蝦夷地は、アイヌの有力な指導者が各地を率いていた。狩猟、漁労に関わる問題や、交易に関する問題、特に和人との関係をめぐって、いくつかの勢力に分かれ、対立や連合の活動をくり返していたが、アイヌ民族としての統一的なまとまりにはなっていなかった。

戦国時代の終わりに渡島半島南部を統一した蛸崎氏は、16世紀末に苗字を松前氏と改め、17世紀のはじめに江戸幕府ができると、徳川家康から、蝦夷地における交易の独占を認める「黒印状」を与えられた。やがて松前藩は、北海道を和人が住む「和人地」とアイヌ民族が住む「蝦夷地」に分け、その間の行き来を厳しく取り締まった。また、家臣たちに、蝦夷地の一定の地域（商場）^{あきないば}でアイヌの人たちと交易する権利を領地や米の代わりに与えるようになった（商場知行制）。松前藩では米がとれなかったので、



写真Ⅲ-2：黒印状

米で年貢を納めさせることができなかったからである。家臣たちは、年に一度自らの商場へ船を出し、その地域のアイヌの人たちと交易を行い、そこで得た品物を松前で本州商人に売り、その利益で暮らしをたてたのである。

このようにして、アイヌの人たちの交易の場は商場だけに限定され、これまで松前だけでなく津軽・南部藩領にも交易に出向いていたアイヌの人たちの活動は禁止され、今までのような自由な交易はできなくなった。さらに、松前藩との間で、米とサケなどの交換比率がアイヌの人たちにとって不利な条件になると、松前藩に対する不満が高まった。そして、1669年、松前藩とシャクシャインに率いられたアイヌの人たちとの間で戦いが始まった。江

戸幕府は東北の津軽藩に蝦夷地への出兵を命じた。戦いは松前藩の有利に進み、和睦を結ぶことになったが、和睦の酒宴の席でシヤクシャインがだまし討ちにあって戦いは終わった。

この結果、松前藩との交易の交換比率は改善されたが、アイヌの人たちは刀を取り上げられ、松前藩に従うという誓いを立てさせられた。和人の優位はゆるぎないものとなり、和人にとって一層都合のいいように交易が進められ、その条件も再び悪くなっていった。しかし、それでもアイヌの人たちは交易をやめることはできなかった。長い間続けてきた和人ととの交易は、アイヌの人たちにとってどうしても必要なものとなっていたのである。

和睦とだまし討ち

和人側から言葉を尽した和睦をもちかけられると、礼儀を重んじたアイヌの人たちは威儀を正して和睦の儀礼の席に臨んだ。滞りなく儀礼が終わり、酒宴の席になり緊張がほぐれたところをだまし討ちにされた。

琉球王国

琉球王国は江戸幕府成立後の1609年、薩摩藩に征服されたが、中国との貿易を続けることは認められ、幕府や薩摩藩によって東アジアとの交流の窓口の一つとなった。琉球は薩摩藩の支配を強く受けたが、薩摩藩はその支配を中国に知られないように、苗字や髪型、衣服などを日本風にするのを禁じた。また、将軍の代替わりごとに慶賀使が、琉球王の代替わりごとに謝恩使が江戸へ派遣され、江戸幕府の権威を国内の人々に印象づける役割をになわされた。

和人とアイヌの人たちとの交易の交換比率の変化

1641年ころ	アイヌの干サケ100匹と和人の米	約28kg
1669年ころ	アイヌの干サケ100匹と和人の米	約11kg
1688年ころ	アイヌの生サケ100匹と和人の米	約18kg

蝦夷錦

蝦夷錦は、もともと中国（清）の役人の制服であった。江南地方（長江の下流域）でつくられた高級な絹織物で、清は北方民族に、毛皮を差し出させるかわりに、この衣服をあたえた。アイヌの人たちも、アムール川（黒竜江）下流域まで行き、この衣服をあたえられた。その後、アイヌの人たちとの交易によって松前にもちこまれたこの衣服は、蝦夷錦とよばれた。斬新でカラフルなデザインと異国情緒がたがようということで、江戸や京都でもてはやされた。

写真Ⅲ-3：蝦夷錦

図Ⅲ-1：蝦夷錦の伝わった道

干サケと生サケ

干サケはサケを燻製にしたもので、生サケはサケを塩漬けにしたもの。時代が進むにつれ、塩を使って加工・保存できるようになったことから、干サケより和人の需要があり、価格も高い生サケが交易されるようになった。

蝦夷と琉球を結んだ昆布ロード

蝦夷地ととれた昆布は、西廻り航路などを使って、長崎や琉球へ運ばれた。琉球に運ばれた昆布は、高い価格で売れる立派なものは中国などへ輸出され、それ以外のものは積み残された。その昆布を使って、クーブリチーなど琉球独特の料理が考え出された。昆布料理がすっかり定着した沖縄県では、昆布が採れないにもかかわらず、現在でも、昆布の消費量は全国で上位を占めている。

商品経済と貨幣経済の拡大

江戸時代中期以降、自給自足の経済は崩れ、貨幣によって商品売り買いする経済となった。この貨幣経済は都市だけでなく農村にも浸透し、農民は綿・茶・たばこなどの商品作物を作って売り、そのお金で農具や肥料などを買うようになった。その結果、農村では商業にたずさわって富を蓄える農民と貧しい農民とに分かれて貧富の差が広がっていった。また、幕府や藩は出費が増え、財政が悪化した。

この頃、蝦夷地のニシンは煮て油を絞る、乾燥させたあと、粉末状の肥料に加工され、大量に取引された。アイヌの人たちとの取引だけではニシンの需要を満たすことができないため、商人たちは和人の漁夫を使って漁業経営に乗り出した。さらに、アイヌの人たちを漁業労働者として強制的に働かせた。イリコ（ナマコをゆでて干したもの）・干シアワビ・コンブなどは俄に詰められ、長崎から盛んに中国に輸出された。



写真III-4：ツキノエ

場所請負制 成立

18世紀にはいると商品経済と貨幣経済の拡大によって消費が増え、松前藩の家臣は商人から借金をするようになった。

そのため、商人はあらかじめ松前藩やその家臣に運上金（農業以外の営業に課した税）を納めて、アイヌの人たちとの取引を引き受けるようになった。こうした仕組みを場所請負制という。

商人たちは、はじめはアイヌの人たちからニシンやサケなどを買い集めていた。しかし、本州において藍や綿花などの商品作物の栽培が盛んになったことによって、肥料としてのニシンの需要が高まったことや、長崎貿易において海産物の輸出が増えたことから、アイヌの人たちを働かせて漁獲量を増やし、もうけを大きくしようとするようになった。

それまで、生産者・交易者であったアイヌの人たちは、漁場の働き手としてかり出され、狩猟や漁労、交易など、アイヌ本来の生活をするのが困難になった地域が和人の周辺で見られるようになった。

クナシリ・ メナシの戦い

18世紀の中ごろには、和人の活動がサハリンや千島にも及ぶようになった。また、ラクスマンが根室に来航し日本との貿易を求めると、ロシアは活発に、カムチャツカ半島を南下してその勢力範囲を広げようとしていた。しかし、択捉島など蝦夷地の東端には、強い力を持ったアイヌの指導者たちがおり、松前藩やロシアの勢力の及ばない地域が存在していた。

国後島の指導者ツキノエは、和人の商人との取引を何年もの間、断り続けていたが、やがて取引を開始し、松前藩との関係を持つようになった。ロシアが蝦夷地に接近し、それに対応して幕府が

国後島の指導者ツキノエは、和人の商人との取引を何年もの間、断り続けていたが、やがて取引を開始し、松前藩との関係を持つようになった。ロシアが蝦夷地に接近し、それに対応して幕府が

日本と貿易を求めるとロシアの動き

- 1770年 ウルップに渡航してラッコ猟をはじめたロシア人は、同じくラッコ猟で活動していたエトロフアイヌを迫害し長老の殺害に及んだ。翌年、エトロフアイヌたちは、ロシア人を襲撃し、20人ほどを殺害し、生き残りのロシア人はウルップ島からにげ去った。
- 1792年 漂流した日本人の送還を名目に、ラクスマンがロシア最初の派遣使節として根室に来航し、国交を要求した。翌年、函館に来航し、幕府に通商を要求したが断られた。
- 1804年 長崎に来てレザノフが通商を求めたが、幕府は鎖国を理由に断った。幕府の態度に憤りを感じたレザノフは部下に日本北方への攻撃をあいまいに指示した。

この地域に強い関心を寄せるようになったからである。

松前藩や家臣たちは、徐々に商人に運上金の増額を求めるようになっていった。そのため、商人たちはアイヌの人たちを無理に働かせてもうけようとした。アイヌの人たちをおどしたり、殴りつけたり、妻を奪ったりする和人もいた。

1789年、国後島とその対岸でアイヌの人たちが立ち上がり、ひどい振る舞いをしていた和人たち71人を殺害した。「クナシリ・メナシの戦い」である。ツキノエたちは、立ち上がったアイヌの人たちを説得して、松前藩と話し合いをしようとしたが、松前藩は強硬な態度でのぞみ、すぐさま戦いの指導者たち37人を処刑してしまった。この戦いによって松前藩は国後島や道東のアイヌの人たちを制圧し、その支配下に組み込んだ。この戦いはアイヌの人たちの最後の戦いとなるのである。

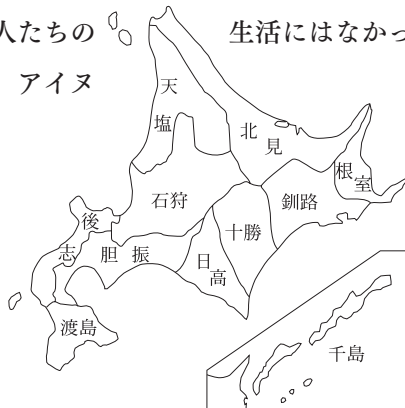
幕末の蝦夷地

クナシリ・メナシの戦いの後、蝦夷地の太平洋側、続いて日本海側も幕府の直轄地とされた。幕府はアイヌの人たちと直接交易をしようとしたり、アイヌの風俗を和人化しようとした。ロシアなどの外国に対して、蝦夷地が幕府の支配下にあることを示すことを重視したからである。しかし、財政上の問題やアイヌの人たちの強い不満もあって、幕府の政策はうまくいかず、結局それまでと同じように商人に頼ることになった。

その後、蝦夷地は松前藩に返されたが、欧米諸国と和親条約を結ぶなど幕末に外国からの圧力が高まると、幕府は再び蝦夷地を直轄地とした。これによって、蝦夷地の奥地にまで入る和人は以前よりも多くなり、漁業の規模も拡大し、アイヌの人たちに対する振る舞いもひどくなる一方であった。和人と接触する機会が増えるにつれ、それまでアイヌの人たちの生活にはなかった天然痘などの病気が流行し、アイヌの人たちの人口は激減した。

表Ⅲ-1：アイヌの人口が減ったところ

	1804年	1854年
後志	2,871人	1,577人
石狩・天塩	3,120人	1,613人
釧路	2,138人	1,515人
根室	1,370人	581人
千島	1,765人	602人



失われた千島アイヌの民族文化

アイヌ民族は、北海道やサハリン以外にも住んでいたことを知っているだろうか。それは千島列島の北部・中部で生活していた、千島アイヌ(クリルアイヌ)と呼ばれる人たちである。現在彼らの文化を受けつぐ人はもういないとされ、その歴史や文化は謎に包まれている。

彼らがいつごろから千島列島で生活していたのかは、まだわかっていない。考古学の調査により、少なくとも17世紀の中ごろまでには、千島列島で彼らの生活が営まれるようになっていたことがわかっており、1697年に千島列島へ遠征したロシア人の記録にも彼らが登場する。彼らは北海道やサハリンのアイヌと共通の言語や習慣を持ちながらも、土に覆われた半地下式の家屋に居住したり、海鳥の毛皮で作られた衣服を着用したりするなど、風が強く涼やかな千島列島の風土に適応した独自の文化を持っていた。

しかし18世紀になると、当時は貴重品であったラッコの毛皮を求めてロシア人が千島列島に進出し、その支配を受けた千島アイヌの生活文化はロシア化した。また、1875年の樺太・千島交換条約で千島列島が日本領になると、千島アイヌはより北海道に近い色丹島へと強制的に移住させられ、明治政府による同化政策が実施された。その後、慣れない生活習慣や免疫のない病気にさらされたために、つぎつぎと文化の担い手を失い、彼らの独自の文化は急速に失われた。第2次世界大戦の直後には、千島アイヌの文化はわずかながら伝承されていたが、20世紀後半には失われてしまった。

北海道開拓使は、北海道、南千島を11国の区域に分けた。この表は1804年と1854年の人口調査を後世の11国に当てはめたもので、北海道庁『北海道旧土人』(1911年)から引用したものだ。

IV 近世(17~19世紀)の文化

カムイ

「カムイ」というアイヌ語は、日本語で「神」と訳されることが多い。しかし、「カムイ」という言葉の意味は、日本語の「神」や「仏」などと重なる部分もあるが、「アイヌ=人間」に対しての「カムイ」という意味もあり、全く同じというわけではない。



写真IV-1：穴グマ狩りの様子



写真IV-2：チェッケリ（鮭皮靴）



写真IV-3：復元されたチセ（家）

生業

アイヌ民族は、狩猟、漁労、採集を中心として、これに補助的な農業を行っていた。アイヌ民族は自然の中にある多くのものを、「カムイ（神）」が姿をかえて人間の世界にいるものだと考え敬った。動物の神から毛皮や肉を受け取り、お礼の言葉とお土産を持たせて神の世界に送り帰すと、その神はふたたび動物の姿になって人間の世界にやってくると考えていたのである。その代表的なものがクマのイオマンテである。これは、春のクマ猟で捕獲した子グマを1年から2年ほど飼育して神の世界に送るといった飼育グマの送り儀礼である。アイヌの人たちは自然を大切に、必要以上のものをとらないなど、自然とともに生きる暮らしをしていたのである。

アイヌの人たちは少人数で穴グマ狩りを行った。春先の^{かたゆき}堅雪のところに山へ入り、巣穴で冬眠中のクマを捕えるのである。穴グマ狩りは、クマを捕らえることのできる確実な狩猟法であった。巣穴は別なクマに何度も使われる可能性が高いことから、その場所は^{せんゆうてき}占有的に使用できるとされ、^{せしゅう}世襲されることもあった。クマはこのほか、仕掛け弓によっても捕獲された。クマのほか、シカやワシ、キツネやテン、カワウソなど、海ではラッコやオットセイ、アザラシ、トドなどが猟の対象となった。

漁労では、川を^{そじょう}遡上するサケ、マス、シシャモなどのほか、ウグイやイトウ、アメマス、海上ではマグロやメカジキ、マンボウやウミガメなどが対象となった。とりわけサケ漁は重視された。特に、産卵場での漁は大切にされ、コタン（集落）や家族が占有的に使用できる場となっていた。アムール川の下流域とサハリンではサケ皮をなめした魚皮衣の製作が盛んであり、アイヌの人たちにも伝わっているが、衣服よりも履物に多く利用された。

家屋

コタンの中にある家屋は、^{おもや}母屋のほかに倉、子グマの^{おり}檻、便所などが別棟として伴っていた。家は掘っ立て柱で屋根を組み、屋根と壁はアシ、ササ、^{じゅひ}樹皮などで^ふ葺いた。

母屋は一間で、中央に^ろ炉が切られている。入り口の正面に神窓

があり、右手の壁には大小の窓が切られ、左手奥の壁際には宝物置場がしつらえられた。炉の周りは家族が生活するための場所であり、時には神々や来客を迎える大事な場でもあった。したがって、その空間の利用には厳しい決まりが定められていた。入口から見て炉の左側が主人夫婦の座るところで、右側が家族の座るところであった。炉の奥で神窓に面したところが大事な客が座る上座であった。上座はまた、数々の儀礼を催す場でもあったので、神聖な空間として普段でも立ち入ることは慎んでいた。炉はまた、アイヌの人たちが崇拝する火の神がいるところでもあるので、火や灰を含めて非礼のないように日頃から心がけていた。火の神と夫婦神とされるのが家の神で、宝物置場の隅に祀られていた。

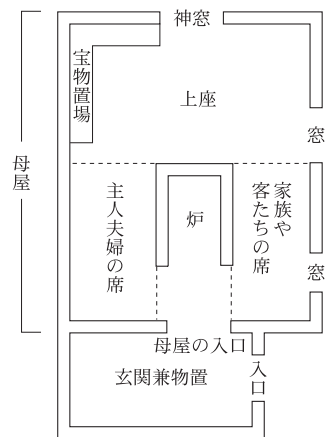
倉は高床式で、ネズミ返しを持っていた。高床式の倉は近世の日本列島では、琉球文化圏とアイヌ文化圏においてのみ見られる。子グマを飼育するための檻を敷地内に持つのもアイヌ文化の大きな特色である。

『オムシャ図』に見るアイヌ文化

オムシャとは、交易の儀礼であった。本来は一年に一度、交易のために訪れる和人の親しい交歓儀礼であったと考えられるが、幕藩体制の完成が蝦夷地に及び、松前藩が成立したのと同時に制度化されていったものである。このような儀礼を利用して、アイヌの人たちへの支配が強められ、その支配が示されるものとなった。

場所請負制が進むと、和人はアイヌの人たちを漁場の近くに集めた。そして、和人はアイヌの人たちの中から「役蝦夷」と呼ばれる人を任命して、役蝦夷に命令してアイヌの人たちを働かせた。

『オムシャ図』に描かれた役蝦夷たちは、アイヌ文化には本来ない土下座で挨拶をさせられている。漆塗りの入れ物の中には酒が、その上にはタバコが置かれているが、いずれも和人側からアイヌ側に「下される」ものであった。アイヌの人たちと和人が対等であったところには相互の信頼関係に基づいて交易が行われ、交易品の評価も厳正であったはずである。和人を友人に持つことで、アイヌの人たちはアイヌ文化にはないものを手に入れることができたのである。特に美しい日本の漆器は富の象徴であったが、やがて漆器は粗悪なものへと変化していった。



図IV-1：十勝地方のチセ（家）の内部



写真IV-4：プ（倉）
アイヌ文化圏の高床式倉庫



写真IV-5：高倉
琉球文化圏の高床式倉庫



写真IV-6：『オムシャ図』

V 近代の政治・社会



写真V-1：江別に強制移住させられた樺太アイヌの人たち

世界の国・地域の同化政策

近代国家は、ひとつの言語を話す、ひとつの国民からなる国家を理想とした。そのため、国民には原則として「国語」を使わせた。現在、世界の国・地域には多くの少数民族がいる。これらの人たちの多くは、現在所属している国・地域に強制的に組み入れられ、また「自分たちの言語」を奪われた歴史を持っている。アイヌ民族に対する同化政策は19世紀の世界各地で進められていた先住民族への同化政策のひとつといえる。20世紀後半になって、これらの先住民族は権利獲得のための要求の声をあげるようになった。

アイヌ民族の日本への統合と北海道の開拓

明治維新にともない、1869(明治2)年、政府は蝦夷地を北海道と改め、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出した。同じ年、北海道の開拓を進めるために開拓使を設置し、アイヌ民族の戸籍作成も行って、正式に日本の国民に組み込んだ。しかし、アイヌ民族を「旧土人」と呼び、和人とは差別し続けた。成人の印とされた女性の入れ墨や男性の耳飾りなどの伝統的な風習を非文明的と見て、アイヌ民族の言語や生活習慣を事実上禁じた。さらに、日本人風の名前を名乗らせ、日本語の使用を強制するなどの同化政策を行い、和風化を強制した。

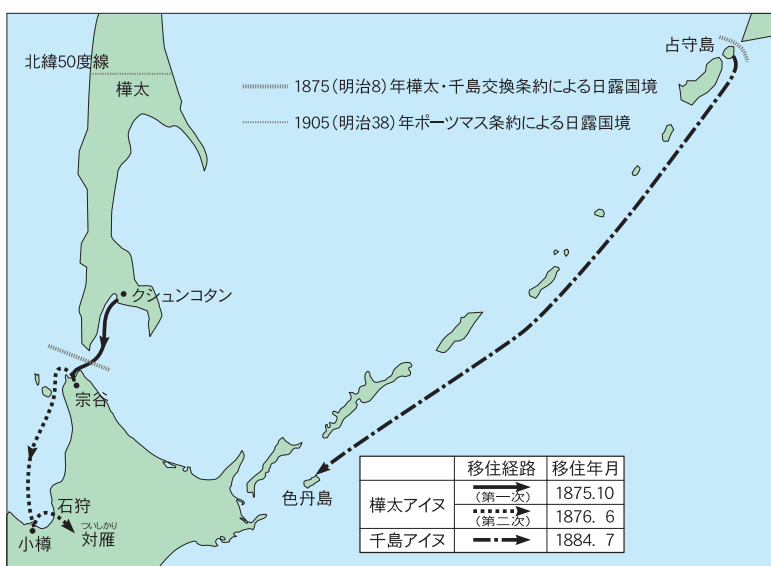
開拓使は、「北海道土地売賃規則」・「^{ばいたい きそく}地所規則」や「北海道^{ちけんはっこうじょうれい}地券発行条例」をつくり近代的な土地制度を導入した。これに

よって、山林や川などアイヌ民族が狩りや漁、採集などに利用してきた土地は、それが居住地であっても、官有地として国の財産にしたのである。そして、その官有地は、和人に払い下げられた。さらに、その後「北海道土地^{はらいさげきそく} 私下規則」や「北海道国有未開地処^{こくゆうみかいちしょ} 分法^{ぶんぽう}」がつくられ、資力のある資本家や地主のほか、会社や組合にも土地が払い下げられるようになった。こうして広大な土地が私有地化され、アイヌ民族の生活の場は奪われていった。

また、サケやシカの加工品を北海道の産品にするため、アイヌ民族が行ってきたサケ漁やシカ猟を禁止した。そのため、アイヌの人たちの生活は困難なものとなった。1880年代には飢饉もおこり、広い地域で食料不足から餓死者や栄養失調で病死する人が続出した。

開拓使はアイヌの人たちに対して農業の指導を行ったが、多くの場合は、急に生活を変えることは難しかった。また、その過程で移住を強制させられるようなこともあった。富国強兵・脱亜^{だつあにゅう}入^{おう}欧を目指す国家体制のもとで、アイヌの人たちの生活は大きく変えられていったのである。

1875（明治8）年、明治政府はロシアとの間で樺太・千島交換条約を締結し、樺太や千島に住んでいたアイヌの人たちを強制的に北海道や色丹島に移住させた。移り住んだ人たちは急な生活の変化や病気の流行などに苦しみ、多くの人々が亡くなった。



図V-1：樺太と千島のアイヌ民族の強制移住

脱亜入欧

「後進地帯であるアジアを脱し、欧州列強の一員となる。」ことを目的とした日本に於けるスローガン。福澤諭吉が1885(明治18)年に発表した『脱亜論』は、基本的にこの考え方にそっていると指摘されることがある。

琉球の帰属問題同化政策

1871年(明治4年)、廃藩置県の後、日本は琉球を鹿児島県に編入。清がこれに抗議して外交問題になった。

宮古島民殺害事件で台湾出兵を行い、1879年に一応日本領であることを認めさせるが、正式には日清戦争まで解決しなかった。

政府は方言の禁止、風俗改良、改姓改名などの同化政策を行い、「日本国民」になるための教育をすすめた。

開拓の本格化と 「北海道旧土人保護法」の制定

1886（明治19）年に北海道庁が置かれると、道庁は土

地を民間へ払い下げることによって、北海道の開拓をさらに進めた。土地の払い下げが進むとアイヌの人たちの生活の場は狭められ、暖房や炊事に必要な薪まきの入手にも支障をきたすこともあった。政府・道庁は、アイヌの人たちが土地の売買の手続きなどに不慣れなことから、財産の管理をする能力がないと決めつけ、アイヌの人たちには土地の私有を認めなかったのである。

アイヌの人たちの生活の困窮こんきゅうは新聞などで報じられ、その対策の必要性が主張されるようになると、1899（明治32）年、政府は「北海道旧土人保護法」を制定した。この法律は主に、アイヌ民族の農耕民化と、日本語や和人風の習慣による教育を行うことで、和人への同化がその内容であった。

この法律によって農業に従事しているか、従事しようとするアイヌの人たちに土地が与えられた。農業に成功した人もいたが、和人に与えられた肥沃ひよくで広大な土地に比べると、アイヌの人たちに与えられた土地ははるかに狭く荒れたものであった。湿地や傾斜地などはじめから農地に向かない土地を与えられた結果、農業に失敗して土地を取り上げられたアイヌの人たちが多くいた。

教育の特徴としては和人児童とは別にされ、「土人学校」と呼ばれた特設アイヌ学校が設置された。学校では、アイヌ語やアイヌ風の生活習慣が禁止され、日本語や和人風の生活習慣を身につけることが強いられた。また、和人の義務教育は6年間に延長されたが、アイヌ児童は4年とされ、就学年齢も1年遅れであった。**修身**と国語が重視されたため、地理・歴史・理科の教科がないなど教育内容にも和人児童との間に格差があり、アイヌ民族の不満は大きなものであった。

大正デモクラシー から戦時体制へ

1910年代から1930年代にかけては、大正デモクラシーの風潮の中で自由な雰囲気

が日本に広がった。労働者や小作人などの生活の改善を求める社会運動がさかんに行われ、部落差別に苦しんだ人たちはその解決を目指して、1922年に全国水平社を創立した。

アイヌ民族の活動も活発に行われるようになり、差別に対する

北海道旧土人保護法

アイヌの人たちを保護するという名目で制定された。

この法律によって行われたのは、アイヌの人たちの農耕民化と、伝統的なアイヌ文化を否定する教育であった。

これにより和人への同化がさらに押し進められることとなった。

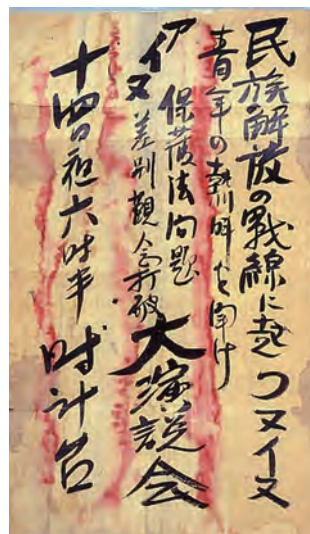
この法律は、1997年（平成9年）にアイヌ文化振興法が制定され、ようやく廃止された。

修身

明治時代から昭和時代前期における小学校と国民学校で設けられた教科。第二次世界大戦後の道徳の時間に相当するものとも考えられるが、大日本帝国の臣民（国民）の育成を目的に行われ、筆頭教科に位置付けられていた。昭和時代前期においては、皇国の道にのっとることが学校教育の目的に含まれるようになり、皇民化教育の一翼を担った。

批判、アイヌ民族が「昔ながらの」衣食住などの生活習慣を維持しているという偏見への批判、世間から「滅びゆく民族」とみなされる中で、^{いしゆく}萎縮せず^{いしゆく}に自立して生きていく道を探ろうというアイヌの人たち同士の呼びかけが行われ、「北海道アイヌ協会」がつくられた。

1937（昭和12）年、「北海道旧土人保護法」が大幅に改正された。その内容は、①アイヌ民族に対する土地所有権の制限の^{かんわ}緩和、②「不良住宅」の改良事業の新設（和風住宅への改築を図るため）、③「特設アイヌ学校」の廃止、④農耕以外の職業への補助の新設、であった。しかし、戦争による経済状況の悪化のため、その具体化は一部にとどまった。特設アイヌ学校の廃止により和人と共学が実現したが、アイヌの子どもたちがいじめや差別にさらされるなど、この改正によって社会的な差別が解消した訳ではなかった。その一方で、アジア・太平洋戦争中にはアイヌ民族も和人と区別なく徴兵されて出征し、多くの犠牲者が出ることとなった。



写真V-2：1931年に開かれた旭川のアイヌの青年による演説会のポスター

ポスターに書かれている内容

民族解放の戦線に起つアイヌ
 青年の熱叫を聞け
 アイヌ 保護法問題
 差別観念打破 大演説会
 十四日夜六時半 時計台



写真V-3：日中戦争に出征するアイヌの青年とその家族



写真V-4：辨開風次郎

べんかいたこじろう
 辨開風次郎

（アイヌ名：イカシバ）

1847（弘化4）年^{おとしべ}落部コタン
 （現北海道八雲町）生まれ。

すぐれた家畜の治療技術を持ち、当時の農民にとって大事な馬の治療を無報酬で行うなど、厳しい生活を強いられた人たちの生活を支えた。

1902（明治35）年、青森県歩兵第5連隊が八甲田山行軍訓練で遭難事件をおこすと、アイヌ民族による捜索隊を編成し、捜索活動を行い、11体の遺体を発見した。

VI 現代の政治・社会

国内の政治の動き -「アイヌ文化振興法」の制定まで-

1945年8月、日本が連合
国に降伏したことにより

アジア・太平洋戦争は終わった。

戦後すぐに、北海道アイヌ協会の設立準備がはじめられ、1946（昭和21）年2月には、アイヌ民族の社会的地位の向上を目指し、戦前の北海道アイヌ協会とは別なしくみの新しい組織として、北海道アイヌ協会（1961年、北海道ウタリ協会に改称。2009年、北海道アイヌ協会に改称）が設立された。

そのころ日本では、農地改革が進められており、北海道アイヌ協会は「北海道旧土人保護法」によりアイヌ民族に与えられた給与地を、この農地改革の適用対象から除くように活動した。しかし、1948（昭和23）年に政府は給与地も農地改革の対象とするという通達を発した。その結果、給与地の多くが、再び政策によってアイヌの人たちの手から離れることになった。

1960年代に入り、日本経済はいわゆる「高度経済成長」が本格化した。アイヌ民族と和人との社会的・経済的格差はなくなかった。そうしたアイヌ民族の生活環境を改善しようと、北海道内に生活館（集会施設）や木工などの技術を伝えるための共同作業場など、さまざまな施設が作られた。その後も北海道ウタリ協会（現在の北海道アイヌ協会）をはじめとしたアイヌ民族の団体は格差をなくすための要求を続けた。そして、1974（昭和49）年から「北海道ウタリ福祉対策」が開始された。

1970年代後半になると、民族意識の高揚から、「北海道旧土人保護法」を廃止して、アイヌ民族に関する新しい法律を求める動きが出てきた。そうした中、北海道ウタリ協会は、1984（昭和59）年の総会で「アイヌ民族に関する法律（案）」を決議した。そして、その制定を北海道や国に働きかけていった。特に1986（昭和61）年に中曾根康弘なかそねやすひろ首相が「日本は単一民族国家」「日本国籍を持つ方々で、差別を受けている少数民族はいない」などと発言したあと、アイヌ民族団体の運動はより活発になった。1987（昭和

北海道ウタリ福祉対策（アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策）

アイヌの人たちの生活の安定や教育の充実、雇用の安定のための制度で、住宅資金や修学資金などの貸付や給付を行うとともに、産業の振興、民間団体の活動の促進のため、北海道が1974（昭和49）年から2001（平成13）年まで4次にわたる施策を行った。2002（平成14）年からは「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」と名称を変え、引き続き施策が行われている。

しかし、アイヌの人たちが北海道だけではなく日本各地に住んでいるにもかかわらず、この施策は北海道内だけで実施されていることから、北海道外に住むアイヌの人たちにはこの施策が行われていないということが大きな課題となっており、北海道外に住むアイヌの人たちからも全国的な施策の実施が強く求められている。

また、これらの施策の実施を義務づける法律がないという問題もある。

62)年には国際連合の「第5回先住民作業部会」にアイヌ民族の代表が初めて参加し、アイヌ民族問題について発言した。以来、国連の会議に継続して参加するなど、それまでの、主に個人の権利回復の要求から、「先住民族の権利」として国際的な論議の中へ位置づけるようになった。

このような運動とともに、1994(平成6)年に^{かやのしげる}萱野茂が参議院議員に当選し、アイヌ民族の国会議員が誕生したことで「アイヌ民族に関する法律」の制定運動は新たな段階を迎えることになった。そして、1997(平成9)年、国は「北海道旧土人保護法」を廃止し、新しく「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(略称：アイヌ文化振興法)」を制定した。この法律は北海道ウタリ協会の「アイヌ民族に関する法律(案)」のなかの「アイヌ文化」の一部分を法律にしたものである。

その後、アイヌ文化振興法に基づいたさまざまな事業が行われ、アイヌ語や古式舞踊などの伝統文化を学んだり発表する機会や、アイヌ自身が語り部として、アイヌ民族の精神文化や歴史を伝える機会が増えた。また、十分とはいえないがアイヌ民族やアイヌの文化に対する一般社会の関心が高まっている。

1994(平成6)年、参議院内閣委員会で萱野議員がアイヌ語で行ったスピーチの一部

イタツプリカ ソモノコロカ
シサムモシリ モシリソカワ
チヌムケニシパ チヌムケ
カッケマツ ウタベラリワ
オカウシクタ クニネネワ
アイヌイタツアニ
クイタツルウェ ネワネヤクン
ラモシワノ クヤイライケツ
ネルウェタパンナ。

言葉のあやではありませんが、日本の国土、国土の上から選ばれてこられた紳士の皆様、淑女の皆様が肩を接しておられる中で、成り行きに従いアイヌ語でしゃべらせてもらえることに心から感謝を申し上げるものです。

「国会会議録」より



写真VI-1：国会周辺で行われた新法制定を訴える集会とデモ行進(東京都)



写真VI-2：アイヌ民族の新法制定を考える集い(小樽市) 多くの人にアイヌ民族と新法制定についての理解と協力を求めるため全国各地で開催された。

国内の 社会の動き

1997（平成9）年にアイヌ文化振興法で定められた業務を行うために「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（略称：アイヌ文化振興財団）」が設立された。そして、アイヌの文化や歴史を多くの人に伝える業務や、アイヌ語やアイヌの伝統的な歌や踊り、技術を受け継ぎ、次の世代へ伝えるための業務などを行っている。

これまで、さまざまな制度が作られ、アイヌの文化を受け継ぎ残し発展させようという活動は盛んに行われるようになった。しかし、アイヌ民族に対する差別は、地域や社会的環境によって違いはあるが、なくなったわけではない。

2006（平成18）年から『伝統的生活空間（イオル）再生事業』がはじまった。

イオル再生事業は、アイヌの文化を伝承するために必要な材料を得るため、アイヌ民族の生活を支えた森や水辺などを中心とした自然環境を再び作り出すとともに、アイヌの伝統文化を受けついでいく場を作ろうというものである。

そこでくり広げられるアイヌ文化は、日本という国の文化をさらに豊かにするものとして期待されている。

イオル再生は、北海道内の6地域（白老・平取・札幌・新ひだか・十勝・釧路）で進められており、他の地域においても、それぞれの地域に合った計画を実現するための研究や会議が行われている。

国際政治と アイヌ民族

ここで「民族」という言葉について、その意味を考えてみよう。一般的に民族とは言葉や生活習慣など、同じ文化を持っている集団を指す。例えば「アイヌ民族」とは、血のつながりや言語・生活習慣など共通した文化を持っていて、「自分はアイヌ民族だ」と考える人たちのことである。

この「民族」による集団と、「国籍」による集団が同じとは限らない。例えば「日本国民」といった場合、それは日本の国籍を持っている人のことを指すが、決して単一の民族を指すものではない。つまり、日本国民には、和人だけではなく先住民族であるアイヌ民族や世界の各地に出自を持つさまざまな民族が含まれている。それぞれの民族の有する多様な歴史や文化を尊重し合うことが大切であり、そのことは、日本国憲法や国際社会の平和主義

イオル

アイヌ語で「イウォロ」と言い「狩猟をする場、食料を採取する場など生活に必要なものを手に入れる場」という意味である。

先住民族

近代国家の成立時に、西欧の列強諸国は、文明による近代化を合言葉に、世界中を侵略した。西欧人のいない土地は、未開の地であり、そこに住んでいる人は未開人であり野蛮人であるとして、そこに先住している人たち、地域を征服し、占領し、植民地としていったのである。

ここでは一方的に土地の奪取を行い、移住者が土地を開拓していったのである。

この時、伝統的な文化、言語、宗教、風俗、習慣や価値観が未開、野蛮として否定され、禁止されるという「強制同化政策」によって、民族としての存在が脅かされた集団が「先住民族」である。

にそうことにもなる。

1970年代に入ると国際連合も先住民族の問題に大きな注意を払うようになった。差別防止・少数者保護小委員会は先住民族についての包括的研究を勧告し、その報告を踏まえて、1982（昭和57）年に、「先住民に関する作業部会」を設置した。そして、アイヌ民族を含む世界の先住民族が参加した中で審議を重ね、1993（平成5）年に「先住民族の権利に関する国連宣言」の草案を決議した。

その後、この宣言草案は国連人権委員会（現在の国連人権理事会）で長年にわたり審議された。自決権や財産権をめぐる一部の理事国との対立から成文化が難航したが、先住民族の組織などによる粘り強い働きかけにより、2007（平成19）年9月に国連総会の本会議において宣言が採択された。

この宣言に法的拘束力^{こうそくりょく}はないが、民族の自決権や土地・資源の権利、知的財産権などを掲げて、各国が達成を目指す基準として明記された。宣言の採択を受け、北海道ウタリ協会をはじめとしたアイヌ民族の団体は宣言に盛り込まれた幅広い権利の実現に向けて、国に対し審議機関の設置などを求める運動をした。

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」 2008（平成20）年6月、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。この決議を受け、内閣官房長官は、「アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に」アイヌ政策に取り組むという政府見解を表明した。そして、同年7月、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、アイヌ政策のあり方や民族共生の象徴となる空間の整備などを盛り込んだ報告をまとめた。

これを受け、内閣官房長官を座長とした「アイヌ政策推進会議」を開催し、総合的・効果的なアイヌ政策を推進している。2014（平成26）年6月には、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、多様な豊かな文化や異なる民族との共生を尊重する社会を形成するためのシンボルとなる「民族共生の象徴となる空間」を北海道白老町に整備することを閣議決定した。（巻末の補足参照）



写真VI-3：1992年の国連「世界の先住民の国際年」開幕式典で、記念演説をする北海道ウタリ協会の野村理事長 © UN Photo/E. Debebe

先住民族の権利に関する

国連宣言（全46条より一部抜粋）

- 第1条 先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法に認められているように、すべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。
- 第3条 先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。
- 第11条 先住民族は、彼（女）らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。
- 第26条 先住民族は、彼（女）らが伝統的に領有、占有、もしくはそうでなければ使用や獲得している土地や領土、資源に対する権利を有する。



写真VI-4：新聞記事より
北海道新聞：2008. 6. 6付

VII 近・現代の文化

武隈徳三郎と『アイヌ物語』

十勝の音更村（現音更町）生まれのアイヌ。『アイヌ物語』を著したころの徳三郎は23歳の青年教師であった。特にアイヌの教育に関わっての記述は、その問題点や矛盾を鋭く指摘し、改善案を提示しており、1922（大正11）年の「旧土人児童教育規程」の廃止につながった。



写真VII-1：知里幸恵

民族復権の 叫び

明治政府の同化政策によってアイヌの人たちは民族としての権利が否定され、尊厳が傷つけられた。また、和人社会の中でいわれない差別や偏見にさらされた。そして、アイヌ民族固有の文化は危機的状況に直面した。しかし、大正時代に入るとアイヌの人たちの中に民族としての生き方を模索し、民族の復権を願い、主張するという動きがゆるやかではあるが確実に息づき、アイヌ自身によるアイヌ文化の記録・復興・伝承が行われるようになった。

（1）言論活動の中で

大正デモクラシーの風潮が高まる中、1918（大正7）年、勇払郡鵠川村（現在のむかわ町）で教員をしていたアイヌの青年、武隈徳三郎は『アイヌ物語』という小冊子を出版した。

これは、アイヌ自身が自らの民族のことに真正面から向き合っ
て書いた最初のものである。

このころからアイヌ自身が、アイヌ民族のおかれている状況を見つめ、「滅びゆくアイヌ」という社会の風潮に屈することなく、アイヌ民族としての自覚と誇りを持って生きようという人が出てくるようになった。

1923（大正12）年には、アイヌ民族が長い歴史を越えて口承してきたカムイユカラ（神謡）を知里幸恵が『アイヌ神謡集』として出版した。

その後、遠星北斗は同人雑誌『コタン』でアイヌ民族の復権に

知里幸恵（1903～1922）

登別市生まれのアイヌ。『アイヌ神謡集』の編著者。アイヌで最初にアイヌの物語文学を文字表記するとともに和訳をした。15歳のとき、アイヌ民族のユカラなどの高い価値を自覚し、アイヌ語を書くことを生涯の目的にすえた。その決意の通り、学校を卒業後、ローマ字を習得してアイヌ語を書き始めた。1922年5月に『アイヌ神謡集』の出版のため東京に出かけ、同年9月、その校正を終えた直後に心臓発作で倒れ、19歳の若さで亡くなった。1923年8月『アイヌ神謡集』が出版された。

日記には「私はアイヌだ。何処までもアイヌだ。」と書かれている。アイヌとしての民族意識を強く持ち、アイヌとして誇り高く生きぬいた。

向け自らの熱い思いを短歌につづり、同族に自覚と団結を訴えた。また、森竹竹市がアイヌ民族の心の叫びを詩と短歌につづった『若きアイヌの詩集・原始林』を、バチラー八重子が同族を思う悲しみを短歌につづった歌集『若きウタリに』を発表した。この三人はアイヌの三大歌人と言われている。

金成マツは、姪の知里幸恵が亡くなった後、その遺志を継ぐようにユカラ（英雄叙事詩）をノートに書きつづけた。そのノートに記されたアイヌ語は、質、量ともに今後これ以上のものは出てこないといわれるほど膨大なものであった。残されたノートは「金成マツノート」と呼ばれ、日本語への翻訳作業が約30年にわたって進められているが、現時点でも、その約半数が未訳となっている。このノートを残した金成マツの働きはアイヌ民族の文化・言語の保存、伝承にとって偉大な功績となっている。

アイヌ民族出身の言語学者であり、民族学者でもある知里真志保は『分類アイヌ語辞典』をはじめ多数の著書を著した。

その研究成果なしに、今のアイヌ語学は語れないと言われるほど、アイヌ語の研究にとって重要な役割を果たした。

萱野茂は1950年代からアイヌ民具の収集を行い、1972（昭和47）年に「二風谷アイヌ文化資料館（現：萱野茂・二風谷アイヌ資料館）」を設立した。また、アイヌ民話を収めた『ウエペケレ大成』など多数の著書を著すなど、アイヌ民具・民話の収集を通してアイヌ文化の保存、伝承に取り組んだ。



写真VII-2：遠星北斗（1902～1929）

余市町出身のアイヌで歌人。機関紙『コタン』の発行者。

さまざまな仕事をしたが、東京で事務職をしていたときに生涯で一番安定した生活を送った時期だった。

同胞とともにあることを望み、やがて北海道に戻る。そして、1927年に中里篤治とともに『コタン』を発刊した。1928年発行の『新短歌時代』には「私はアイヌの手に依ってアイヌの研究もしたい。アイヌの復興はアイヌでなくてはならない。」という言葉を残している。

貧困、差別、劣悪な環境に生きる同胞たちの救済を求め、アイヌ協会の創設に尽力した。また、病におかされ苦しい生活をしながらも、アイヌ民族の復興を信じ、その思いを歌に託し続けた。

滅び行く
アイヌの為に
起つアイヌ
遠星北斗の
瞳輝く

1929年、27歳の短い生涯を閉じた。

ウエペケレ

アイヌの人たちに伝わる昔話

知里真志保（1909～1961）

登別市生まれのアイヌ。言語学者、民族学者。室蘭中学から旧制第一高校を経て東京帝国大学を卒業。樺太庁立豊原高等女学校の教諭などを経て北海道大学教授となる。アイヌで初めて博士号をとり、教授になったという輝かしい経歴とは別に、常にアイヌ民族出身ということがついてまわった。そのため、好奇心でアイヌ研究を始める人たちを容赦なく批判した。人一倍アイヌであるということに誇りを持ち、終世アイヌ語学確立のための研究を行った。また、アイヌ民族の団結を求め、アイヌ協会設立に向けて奔走したこともある。

晩年は持病の心臓病のため入院がちだったため、ライフワークとして進めていた『アイヌ語辞典』の編纂を果たせず52歳で亡くなった。アイヌ語研究のほか樺太アイヌの文化誌研究なども行った。多数ある著書、研究書のほとんどは『知里真志保著作集全4巻別巻2巻』に収められている。



写真Ⅶ-3：飼いグマのイオマンテ

◆霊送りとは

食糧をはじめとして、人間の生活に欠かすことのできない動物や植物、生活用具の形になって人間の世界に降りてきたカムイを神の国に帰す儀礼である。

イオマンテ（霊送り）、ホブニレ（狩猟で射止めた動物の霊送り）、イワッテ（物の霊送り）などがあるが、最大で重要なのがイオマンテである。

(2) 儀礼復興の中で

アイヌの人たちの信仰では、植物や動物など人間に恵みを与えてくれるもの、火や水、生活用具など人間が生きていくために欠かせないものや、病気など人間の力の及ばないものは、「カムイ（神）」が姿をかえて人間の世界にいるものだと考え敬った。

しかし、政府による同化政策のもとで、

アイヌ文化を否定する風潮が強まり伝統的な儀礼を行う機会は減った。また、近代化の過程で、人々の生活様式や自然環境との関わり方などアイヌの人たちの信仰をめぐる環境も大きく変わった。

そうした中でも、折りにふれカムイへ祈りの言葉をささげるなど、昔ながらのしきたりや考え方をよりどころに生活してきた人も少なくなかった。1970年代半ばになると儀礼の復興が叫ばれ、アイヌ文化が色濃く残っていた平取、^{びらとり}白老、^{しらおい}旭川で、^{あさひかわ}アイヌ民族の儀礼の中でも特に重要とされる飼いグマの「イオマンテ（霊送り）」が行われた。また、ほかの地域でも、新しいサケを迎える儀礼や先祖供養の儀礼などが行われるようになった。

こうしたアイヌ民族の伝統儀礼の復興は、単なる儀礼の仕方の復興ということだけではなかった。アイヌ民族の儀礼に参加する多くの人たちがアイヌ文化に対する理解を深めることにもつながった。



写真Ⅶ-4：新聞記事より

1955年の通達でイオマンテは「やばん」という理由で、一方的に禁止されていたが、2007年に国がイオマンテは「動物を使った正式な儀礼」にあたり法的に問題はないという見解を示した。アイヌの人たちの長年の要求が認められたのである。（北海道新聞：2007・4・28付）



写真Ⅶ-5：札幌市・豊平川でのアシリチェップノミ（新しいサケを迎える儀礼）

(3) 伝統舞踊伝承の広がりの中で

かつて、^{でんとうぶよう}伝統舞踊は日々の生活の中での喜び、悲しみ、感謝などの気持ちを神々とともに分かち合う表現の一つとして重要な役割を担っていた。この伝統舞踊を保存・伝承していこうという活動が、アイヌ民族の伝統儀礼の復興とともに活発に行われるようになった。



写真VII-6：アイヌ伝統舞踊
(平取アイヌ文化保存会)

現在、多くの保存会が組織され、地域的な特色を大切にしながら伝統舞踊の伝承活動を行っている。このうち、17の保存会が伝承している伝統舞踊が国の重要無形民俗文化財に指定されている。

こうした伝統舞踊は、毎年開催される「アイヌ文化フェスティバル(アイヌ民族文化財団主催)」や「アイヌ民族文化祭(北海道アイヌ協会主催)」をはじめ、各地で行われる儀礼の際に披露され、参加者もその踊りに加わる光景が見られるようになった。

また、近年では国内での公演のほか、海外でも公演を行い、アイヌ文化の紹介をするなど、活動の範囲が広がっている。



写真VII-8：ウポボ(座り歌)
(登別アイヌ協会)



写真VII-9：トンコリとムックリの公演
(演奏：居壁太、星野工)



写真VII-10：アイヌ文化フェスティバルでのアイヌ伝統舞踊公演(白糠アイヌ文化保存会)

◆「ウポボ(座り歌)」

女性が輪になって座り、シントコ(行器)のふたをたたいて調子をとりながら歌うものである。これから踊りははじめますよというような感じで、場の雰囲気盛り上げていくために歌われる。



写真VII-7：シントコ
(行器)

◆「リムセ(踊り歌)」

踊りにあわせて歌われる歌とその踊りをいうが、もともとは“ドシンという音をたてる”という意味である。村に何か変事があつたときに、村人が隊列を組み、刀を上下にふりかざし、足を踏みならしながら行進する悪魔払いの行進がその元になっていると考えられている。

■リムセは地域によりホリッパとも呼ばれている。

*40ページから41ページにウポボ(座り歌)、リムセ(踊り歌)の楽譜を掲載している



写真VII-11：イタ(盆)(川上哲・作)



写真VII-12：文様II(川村則子・作)



写真VII-13：アイヌレブルズ



写真VII-14：アイヌ語ラジオ講座のテキスト

アイヌ文化の今

(1) アイヌ文化の新たな広がり

明治以降、アイヌ民族の生活環境は大きく変化し、新たな道具や衣服が生活に取り入れられる一方で、それまでの暮らしで用いていたものはだいに姿を消していった。しかし、そうした中でも、アイヌ文化の特色を色こく残す道具や衣服を大切に残しておいた人や、その作り方などを学び伝える人たちがいた。1970年代に入ると、その道具や衣服などに残された先人の技術の高さや、アイヌ文様の美しさに魅力を感じ、伝統的な工芸品を作る技術を学ぼうとする人が増えた。

その後、木彫りや刺しゅうのほか、音楽や絵画などの分野で伝統的なアイヌ文化の精神を大切にしながら、いろいろな文化を取り入れ伝統の枠を超えた芸術作品を生み出す人も出てきた。

そうした中、1997(平成9)年に「アイヌ文化振興法」が制定され、アイヌ文化が広く知れわたった。また、この法律に基づいてアイヌ文化の振興や伝承・保存活動に対して財政的な支援がされるようになり、その活動はより活発になった。首都圏においては、若いアイヌの人たちが、ヒップホップやロック調のリズムに合わせてアイヌ民族伝統の踊りを表現するパフォーマンス・グループ「アイヌ・レブルズ」を結成し活動するなど、いろいろな世代の人たちが、いろいろな地域で、アイヌ文化を発信している。

(2) アイヌ語の復権

明治になって、日本語による教育をはじめとするアイヌ民族の同化政策が進められ、アイヌ語を話す機会が失われていった。そのころ、大人同士ではアイヌ語で話しても、子どもの前ではアイヌ語を話さない親が多かった。子どもにはアイヌ語より日本語を覚えさせようとしたのである。そのため日常生活ではアイヌ語が急速に話されなくなった。しかし、1970年代に入ると、アイヌ自身によるアイヌ語学習会が開かれるようになった。その後、1983(昭和58)年から北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)によるアイヌ語教室が開かれるようになった。さらに1997年(平成9)年からは、アイヌ文化振興・研究推進機構(現アイヌ民族文化財団)がアイヌ語の上級講座と指導者育成講座やアイヌ語による弁論大会の開催のほかアイヌ語ラジオ講座の放送を行っている。

(3) 衣食住の変化

明治以降、100年あまりの間にアイヌ民族を取り巻く生活環境は大きく変化した。

衣服については、明治以降、木綿が入手しやすくなると木綿製の着物が一般化した。その後、和人と同じようにアイヌの人たちの衣服も和服や洋服が中心となった。現在、民族衣装を着るのは儀礼の時や、歌や踊りを披露する時などである。

現代のアイヌの食生活は、和食や洋食などが中心で、昔のままの食事をとることはない。家庭によっては昔からの食材を新しい方法で調理したり、味付けを工夫して食卓に加えることもある。儀礼や祭りの時には、今でも伝統的な料理が作られている。

住居については、明治のころは伝統的な家である「チセ」に住み続けていたが、その後は、そのときどきの新しい工法で建てた一戸建てや集合住宅に住むようになった。

(4) アイヌ民族として生きる

現在の日本にはさまざまな民族が暮らしている。それぞれの民族は独自の言語や宗教、生活様式を持って日常の生活を営んでいるのである。アイヌの人たちも、日本国民であると同時に一民族として固有の文化を有する「アイヌ民族」として存在しているのである。

近・現代の歴史の中で、国の同化政策などにより、アイヌの伝統文化が否定される空気が広まった。しかし、差別と偏見にさらされながらも、しっかりと自らの文化を受けついできたエカシ(おじいさん)やフチ(おばあさん)たちがいたからこそ、これまで述べたような民族復権や伝統文化の復興の動きにつながったのである。こうした動きは、若いアイヌの人たちに「アイヌ民族」として生きる自覚を生み出している。

◆若いアイヌの思い

私は東京都杉並区で生まれ、埼玉で育ったアイヌです。私が育ったころには、多くのアイヌ民族が東京や関東近辺に暮らし、自分達の言葉や文化を学んだり、社会的な地位向上のために活動する団体がいくつもできました。

私はいま博物館でアイヌ語やアイヌの文化・歴史を紹介していますが、こうした知識は学校や家庭ではなく、大学で研究してようやく知ることができたものです。同じ国に暮らしながら、学校で自分の言葉や歴史を学べないのはなぜか。それは「日本には日本人(民族)しかいない」という意識が世の中に根強くあるからでしょう。私はいつか世の中が平等になることを望んでいます。それは「日本の歴史や、現代の日本国は日本人が作った」という、一見当り前のような考えを変えるところから始まると思います。私や、本州に暮らす私の幼なじみたちも社会に出て、家庭を持つようになりました。私たちの子供が、どこで暮らしているものびのびと自分を表現できるような社会をつくらせて行きたいと思っています。

この世に自分と同じ人間がいないように、一人ひとりがかげがえのない存在である。民族としてとらえた場合も同じである。

戦争や貧困、差別をなくし、心豊かに生きるためには互いの違いや存在を認め、尊重し、共に生きていくことが大切である。

アイヌ民族が創り出した文化があると同時に、さまざまな民族が創り出した文化もある。これから、その文化を受け継いでいくみなさん一人ひとりが、それぞれの歴史や文化にしっかり目を向け、学んでいく中で、真に平和で民主的な世界を創り出してほしいものである。

VIII アイヌ語

北海道のアイヌ語方言

北海道内のアイヌ語には方言があり、地域によって多少の違いはあるものの、発音においても文法においても根本的な違いはない。日本語の青森から鹿児島までの方言の差に比べると、はるかに小さなものである。

北海道のアイヌ語方言は、西南部の方言グループと東北部の方言グループに分けることができ、さらに、西南部では幌別・千歳・鶴川・沙流方言、東北部では静内・十勝・阿寒・釧路方言などと分けられる。

アイヌ語を学ぼうとする時、アイヌ語の辞書や入門書などの多くは日高地方の沙流方言か石狩地方の千歳方言で書かれている。しかし、これら2つの方言がアイヌ語の標準語・共通語としてアイヌ全体に認識されていたということではなく、歴史的な偶然によってこの2つの方言の研究が他の地域より進んでいたということにすぎないのである。現在では、それぞれの地域においても研究が進められ、辞書や入門書が書かれ、アイヌ語の教材として使われている。

アイヌ語とは

アイヌ語は、北海道をはじめとする地域で、古くから話されてきた。その起源は、少なくとも擦文文化が栄えた時代にまで、さかのぼることができる。

アイヌ語は、東北地方でも話されていたと考えられている。そのことは、東北地方に残されているアイヌ語の地名から知ることができる。

アイヌ語は日本語とは異なる言葉で、言葉の構造や系統などに関連性はみられない。同じように、北方に住む諸民族の言葉とも、関連性を持っていない。アイヌ語は、アイヌ民族の祖先が作り出し、育んできた独自の言葉なのである。

アイヌ語を話す地域

現在、アイヌ語を話すことのできる人は、主に北海道に住んでいる。北海道以外の地域でも、アイヌ語を話したり、学んだりする人はいるが、北海道に比べると少ない。これは、アイヌ民族なら誰でもアイヌ語を話すことのできた幕末のころに、北海道に住んでいたアイヌ民族の人口が、ほかの地域に住んでいたアイヌ民族の人口と比べて、圧倒的に多かったからである。また、現在、アイヌ語教室など、アイヌ語を学ぶための事業の多くが、北海道で実施されているためであるとも考えられる。

アイヌ語は、北海道ばかりではなく、サハリンや千島でも話されていた。現在、これらの地域で、アイヌ語を話す人はいなくなった。ただし、サハリンや千島から北海道へ移住して、それぞれのアイヌ語を伝えていた人がいたり、本として残された記録などがあるので、それぞれの地域でどのようなアイヌ語が話されていたのかを知ることができる。

サハリンと千島のアイヌ語は、北海道のアイヌ語とはそれぞれ少しずつ違うが、文法的には同じ言葉で、方言程度の違いがあるだけである。

また、本州の東北地方にも、アイヌ語を話す人たちが住んでいた。ここでどのようなアイヌ語が話されていたのかは、記録が残

されていないので、詳しいことはわからない。しかし、それらの地域に残されたアイヌ語地名を見る限りでは、北海道のアイヌ語に近かったことがわかる。

現在も使われているアイヌ語

アイヌ語は、明治の初めころから使う機会を奪われ、話す人が極端に減ってしまった。一時は、話すことのできる人がいなくなってしまうのではないかと心配されたが、最近では、若い人たちの中から、アイヌ語を話そうとする人が出てきており、復活の兆^{きざ}しが見える。これは、自分達の祖先が築き、守ってきた文化に、誇りを持つようとする人が増えてきたためである。やがて、日常の生活の中でも、アイヌ語を耳にする機会が増えるものと考えられる。

現在、日本語の中に溶け込んで使われているアイヌ語がある。動物園の人気者として、誰でも知っている「ラッコ」、クリスマスにサンタクロースのそりを引く「トナカイ」、ファッション雑誌の「ノンノ（花）」などで、どれもアイヌ語から取り入れられた言葉である。

ほかにも、日常的に使われているアイヌ語に、地名がある。東北地方から北海道にかけては、アイヌ語がもとになった地名が多く点在している。かつては、サハリンや千島でも、アイヌ語をもとにした地名を使っていたが、第二次世界大戦後、ソビエト連邦の支配地になってから、ほとんどの地名が、ロシア語の地名にかわった。

アイヌ語地名

アイヌ語地名とは、アイヌ語をもとに付けられた町や集落、山や川などの名前で北海道をはじめ、東北地方に残されている。

現在使われているアイヌ語地名の多くが、漢字で書かれているが、それは、東北地方では明治以前から、北海道では主に明治以後、アイヌ語の発音に合わせて、読み方の近い漢字をあてはめて書くようになったためである。

北海道の地図には、山や川の名前など、カタカナで書かれたものも残っているが、そのほとんどはアイヌ語地名である。

アイヌ文化は、独自の文字を作らなかった。同じように世界中の多くの言葉も独自の文字は作らずに、ほかの文化で作られた文字を使って、自分たちの言葉を書き表している。この傾向は、世界的に見られることである。

たとえば、日本語で使われている漢字は5世紀から6世紀ころに中国から輸入されたものである。

白老地方の簡単なアイヌ語の例

- ありがとうございます
イヤイライケレ
- どういたしまして
ソモ ソモ
- こんにちは
イランカラッテ
- 天気が良いですね
タント シリビッカ
- また会いましょう
スイ ウヌカラ アン ロ
- 食事にしましょう
イペ アン ロ
- おいしいですね
ケラアン
- 行きましょう
パイェアン ロ
- これをください
タンペ エンコレ ヤン
- これを食べてください
タンペ エ ヤン
- ごめんなさい
クウェンナ

言葉は文化なので、時代とともに変化する。日本語も、時代によって新しい言葉が生み出されるように、アイヌ語も新しい表現が生み出されている。そのため、ここに挙げた例の中にも、昔は使われていなかった表現がある。

アイヌ語地名

- アッカウシナイ
～オヒョウの皮を探る川
- ウェンベツ、ウェンナイ
～悪い川
- キトウシ
～ギョウジャンニクのあるところ
- キナウシ
～ガマのあるところ
- キラウシ
～避難場所
- シキウシ
～オギのあるところ
- チライベツ
～イトウのいる川
- ハルカモイ
～食料を探る入り江
- ピバウシ
～カラスガイの多いところ

アイヌ民族の知恵がこめられた地名

アイヌ民族が付けた地名には、その地域で、長い年月に渡って生活を営んできた人たちの知恵がこめられている。例えば、安全に暮らすための知恵として、「大津波の時に逃げる場所」とか、「川の危険な場所」などと地名にして、誰でもが分かるようにしていた。

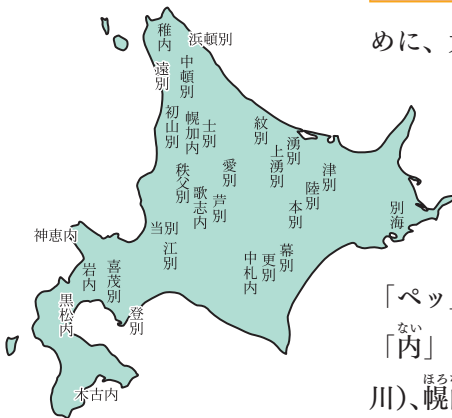
また、アイヌ民族は、生活に必要なものの多くを、自然の中から得ていたので、「〇〇のあるところ」などと、どこに何があるのかということも地名にして伝えていた。

このように、アイヌ語地名は、地形の特徴を表す地名、動物や植物に関係する地名など、当時のアイヌの人たちの生活を守るために付けられたものが多いので、それを知ることは、現在でも役に立つことになる。

川に付けられた地名

アイヌ民族は、生活に必要なものの多くを、自然から得ていた。中でも、川は魚や獣を獲るために、大切な存在だった。そのため、山の奥にあるどんなに小さな川であっても、その川の特徴に合った名前を付けていた。

アイヌ語では、川のことを「ベツ」とか「ナイ」という。北海道には、この名前が付く地名がたくさんある。「ベツ」や「ナイ」の多くは、漢字にあてはめるときに「別」や「内」と書かれた。喜茂^{きもべつ}別（山奥にある川）、門^{もんべつ}別（おだやかな川）、幌^{ほろない}内（大きい川）、幌^{ほろかない}加内（後戻りする川）などの別や内は、どれも川を意味する。



図Ⅷ-1：別・内のつく地名

身近な場所でアイヌ語地名を探すポイント

- ◆探索ポイント1
「別」や「内」が付く地名を探す。
 - ◆探索ポイント2
読みにくい漢字の地名を探す。
 - ◆探索ポイント3
片仮名の地名を探す。
- これらの条件に合う地名を見つけて、博物館やインターネットで意味を調べると、その地域の特徴がわかる。

意味のないアイヌ語地名はない

意味のないアイヌ語の地名はないので、地名から、その場所の特徴を知ることができる。漢字にあてはめた地名であっても、もとのアイヌ語が分かれば、その場所の特徴を知ることができるのである。しかし、読み方が近いというだけで漢字をあてはめた地名も多く、もとのアイヌ語を考えようとするときに、網走、石狩、釧路などのように、いろいろな説に分かれる地名がたくさんある。

また、古くから付けられている北海道の地名の中にも、函館や千歳、上ノ国などのように、アイヌ語地名ではないものもある。さらに、最近の市町村合併で新しく誕生した、北斗市や大空町な

どのように、新しい地名が付けられることにより、アイヌ語地名が減ってきている。

このように、もとの名前がわからなくなった地名や、アイヌ語ではない地名もあるが、まだまだ、意味がわかるアイヌ語地名が残されている。それらの地名を残すことで、アイヌ民族が長年守ってきた知恵も後世に伝えることができる。地名は大切な文化の一部なのである。

アイヌ語の 過去・現在・未来

北海道の開拓が始まる明治の初めまでは、アイヌ民族なら誰でもアイヌ語を話すことができた。しかし、明治になってから、政府が行った同化政策により、学校では、アイヌ民族の子どもに対して日本語による教育が行われ、一般社会でも、日本語が話せなければ仕事に就くことができなくなったために、アイヌ語を話す人が激減した。

その影響が大きかったため、現在では、アイヌ語を母語（親から覚えた言葉）として話すことのできる人は、とても少なくなった。しかし、近年は自分たちの言葉を取り戻そうとする活動が活発になり、アイヌ語を学ぶ人が増えている。

そのため、各地で「アイヌ語初級講座」や「アイヌ語上級講座」など、アイヌ語を復興するための事業が行われている。また、大学をはじめとする教育機関でも、アイヌ語を教えるようになった。

どの言語にも共通していえることであるが、言葉は一つの文化の中核をなすものである。アイヌ文化にとってアイヌ語は、まさに「魂」とも言うことができる。そのため、アイヌ民族の誇りを回復するためには、アイヌ語の復興は、欠かすことができないものである。

これまで、アイヌ民族は、アイヌ語の復興に力を注いできた。しかし、アイヌ民族だけが努力しても、周囲の環境が整わないと、アイヌ語の復興は成功しない。アイヌ語の未来を、確かなものにするためには、社会全体がそのことを理解し、取り組まなければならないのである。

漢字をあてたアイヌ語地名

- 厚 岸（あつけし）
ア ッ ケ ウ シ イ
～オホイウの皮を採る・所
- 歌志内（うたしない）
オ タ ウ シ ナ イ
～砂の・多い・沢
- 枝 幸（えさし）
エ サ ッ
～岬
- 恵 庭（えにわ）
エ エ ン イ ウ
～頭の・尖った・山
- 空 知（そらち）
ソ ラ ッ チ
～滝の・落ちる・所（川）
- 女満別（めまんべつ）
メ ム ア ン ベ ッ
～泉の・ある・川
- 門 別（もんべつ）
モ ベ ッ
～静かな・川
- 稚 内（わかかない）
ヤ ム ワ ッ カ ナ イ
～飲み水のある・沢

♪ うたってみよう ♪

アイヌ民族の歌は、同じ題名の曲でも、地方や歌う人によってメロディーや歌詞が異なります。また、楽譜では書きあらわせない音がたくさんあります。あくまでも、みなさんが歌いやすく親しめるように、おおまかに書いてあります。音の高さや長さのめやすとして見てください。

数多くあるアイヌの人たちの歌の中から、いくつか紹介します。



ク リムセ

♩ = 108



イ ヤ コ コ ネイ タ ロ クン チ カブ イヤ
どこに 止まる 鳥か



コ コ カ リ コ ロ カ ヤ
ぐるぐるまわっている



オロピンネ オワヒヤ

♩ = 120



オ ロピンネ オ ワヒヤ オ ワチシネ —
狼の雄の群れが どっさり どっさりさわいでいるよ

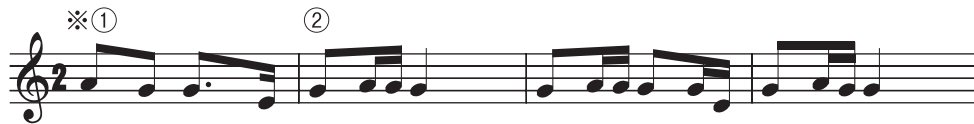


ア ッカト パ オ ワヒヤ オ ワチシネ —
強い雄鹿が どっさり どっさりさわいでいるよ



チュプカワ カムイラン

♩ = 84



チュプカ カムイラン イ ワニテッカ オ レ ウ
東 の 方か ら 神がおり て アオ ダモ の枝にとまっ た



イ ワ トウイサン エ タンネ マウ ア ヌ ー
岩 角 に 強 い 羽音 感 じ た

※ウコウク（輪唱）で歌う時は、最初に歌ったグループが②にきたら、次のグループが①から歌いはじめます。



フライエ トウキ

♩ = 96



フ ラ イエ トウ キ エ カンパ スイ カン
洗 っ た 盃 その 上の 酒 箸



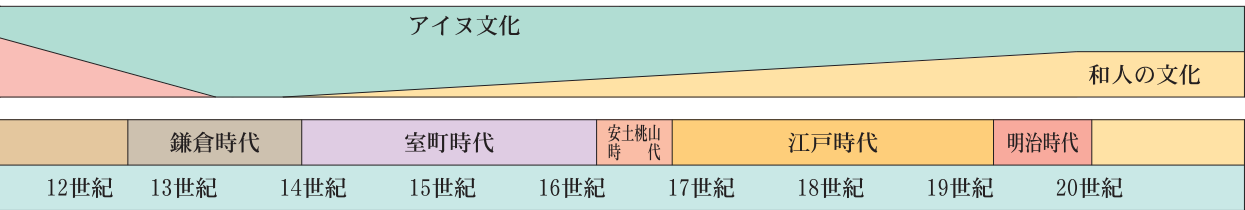
エ モムナ タ ラ ハ オ ハ オ ハ オ
そ れに満々 と 満 ち

アイヌ民族に関わる歴史年表

7世紀以前	統縄文文化期
658(斉明4)年	『日本書紀』に阿倍比羅夫「蝦夷」を討つとの記述
7～9世紀頃	オホーツク文化期
7～13世紀	擦文文化期
802(延暦21)年	征夷大將軍 坂上田村麻呂が胆沢蝦夷を鎮圧
1264年	元軍、骨嵬(アイヌの人たち)を攻める
1297年	骨嵬、海を渡り大陸(沿海州)を攻める
1356(延文元)年	『諏訪大明神絵詞』成立する(日本資料としてはじめてアイヌの人たちを具体的に記述)
13世紀後半～15世紀前半	津軽十三湊での交易が盛んになる
1411年	明がアムール川下流域にまで遠征し、苦夷(アイヌの人たち)と朝貢交易をする
1432(永享4)年	安藤氏が南部氏に敗れ、蝦夷が島に逃げ渡る
1457(康正3)年	コシャマインの戦い
1550(天文19)年か1551(天文20)年	蛸崎季広、アイヌの人たちと講和し、「夷狄の商舶往還の法度」を制定
1593(文祿2)年	豊臣秀吉、蛸崎慶広に朱印状を与える
1599(慶長4)年	蛸崎慶広、姓を松前に改める
1604(慶長9)年	松前慶広、徳川家康より黒印状を受ける
1669(寛文9)年	シャクシャインの戦い
1770(明和7)年	エトロフアイヌとロシア人との間で抗争事件が起こる
1789(寛政元)年	クナシリ・メナシの戦い(アイヌの人たちの和人に対する武力による最後の戦い)
1799(寛政11)年	幕府、東蝦夷地を直轄地とする
1807(文化4)年	幕府、松前・西蝦夷地を直轄地とし、松前藩を梁川(現福島県伊達市)に移す
1821(文政4)年	幕府、松前・東蝦夷地を松前藩にもどす
1855(安政元・12月)年	日露和親(通好)条約締結(千島は得撫水道を境界とし、樺太は雑居の地とする)
1855(安政2)年	日米和親条約による箱館の開港に伴い、幕府は木古内、乙部以北を再び直轄とし、東北諸藩に警備を命じる
1869(明治2)年	開拓使設置。蝦夷地を「北海道」と改称。場所請負制を廃止 ～制度は廃止したが、請負人は「漁場持ち」と改称されて、従来通りの漁場経営を認められた(1876(明治9)年まで)
1871(明治4)年	「戸籍法」制定、アイヌを「平民」に編入。開拓使の通達によりアイヌの人たちの葬儀のときの家送り、女性の入れ墨、男性の耳飾りを禁止し、農耕、日本語を学ぼう命じる
1872(明治5)年	開拓使、「北海道土地売賃規則」・「地所規則」を定める
1875(明治8)年	樺太・千島交換条約締結により、樺太からアイヌの人たちを宗谷に移住させる 最初の屯田兵が琴似に入地
1877(明治10)年	「北海道地券発行条例」制定
1878(明治11)年	開拓使通達により、アイヌ民族の呼称を「旧土人」に統一する
1882(明治15)年	開拓使を廃止し、函館・札幌・根室の3県をおく
1883(明治16)年	札幌県、十勝川上流のサケ漁を禁止する
1886(明治19)年	函館・札幌・根室の3県、北海道事業管理局を廃止し、北海道庁をおく

北海道の文化	オホーツク文化		擦文文化			
	統縄文文化					
日本史の一般的な時代区分	古墳時代		奈良時代	平安時代		
西 暦	6世紀	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀	11世紀

1889 (明治22) 年	道庁、「北海道土地払下規則」を定める 北海道庁、道内のシカ猟を全面的に禁止する（アイヌ民族が食料分として認められていたシカ猟も禁止となる）
1897 (明治30) 年	「北海道国有未開地処分法」公布
1899 (明治32) 年	「北海道旧土人保護法」公布
1900 (明治33) 年	旭川給与地払い下げ事件おこる
1901 (明治34) 年	「旧土人児童教育規程」公布
1910 (明治43) 年	「外国人ノ土地所有ニ関スル法律」公布（北海道及び樺太、台湾については、植民地であることから、対象から除外すると明記）
1911 (明治44) 年	「 <small>らこ</small> 獵虎及臘 <small>あつ</small> 豚獸保護國際條約締結（先住民族であるインディアン、アリュートと同様にアイヌについても、適用を除外すると明記）
1918 (大正7) 年	武隈徳三郎著『アイヌ物語』刊行
1923 (大正12) 年	知里幸恵編『アイヌ神謡集』刊行
1930 (昭和5) 年	遠星北斗著『コタン』刊行
1931 (昭和6) 年	「北海道アイヌ協会」設立 札幌で「第1回全道アイヌ青年大会」が開催される
1934 (昭和9) 年	「旭川市旧土人保護地処分法」公布
1946 (昭和21) 年	「社団法人北海道アイヌ協会」設立（1961年「北海道ウタリ協会」と改称）
1948 (昭和23) 年	農林省、旧土人給与地も農地改革の対象とするという通達を発する
1984 (昭和59) 年	北海道ウタリ協会総会において、「アイヌ民族に関する法律（案）」を決議 伝統的な民族舞踊が「北海道アイヌ古式舞踊」として、国の重要無形民俗文化財に指定される
1994 (平成6) 年	萱野茂が参議院議員に当選（比例代表繰り上げ）し、アイヌ民族初の国会議員となる
1997 (平成9) 年	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布 同法に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」設立 「北海道旧土人保護法」並びに「旭川市旧土人保護地処分法」廃止 二風谷ダム裁判訴訟の判決言い渡し（土地強制収用は違法、アイヌ民族を先住民族と認める）
1999 (平成11) 年	北海道庁が「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」を策定
2007 (平成19) 年	国際連合総会の本会議において「先住民族の権利に関する国連宣言」を採択
2008 (平成20) 年	国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択 内閣官房長官は、「アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に」アイヌ政策に取り組むという政府見解を表明 政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」設置
2009 (平成21) 年	「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が内閣官房長官に報告書提出 「アイヌ政策推進会議」（座長：内閣官房長官）発足
2014 (平成26) 年	「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」が閣議決定
2019 (令和元) 年	法律に初めてアイヌ民族を「先住民族」と位置付けた新法「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」公布



◆アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（一部）
（平成9年5月14日法律第52号）

（目的）

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

（施策における配慮）

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

（基本方針）

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

◆アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案に対する附帯決議

（衆議院・参議院内閣委員会）

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興等に関し、より一層国民の理解を得るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興等の施策の推進に当たっては、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
- 一 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌ文化の振興に対しては、今後とも一層の支援措置を講ずること。
- 一 アイヌの人々の人権の擁護と啓発に関しては、「人種差別撤廃条約」の批准、「人権教育のための国連十年」等の趣旨を尊重し、所要の施策を講ずるよう努めること。
- 一 アイヌの人々の「先住性」は、歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努めること。
- 一 現在、行われている北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること。

◆[旧]北海道旧土人保護法（一部）

（明治32年3月2日法律第27号）

この法律は平成9年7月1日、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止された。

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト浴スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二条 前条ニ依リ下付シタル土地ノ所有権ハ左ノ制限ニ従フヘキモノトス

- 一 相続ニ因ルノ外譲渡スルコトヲ得ス
- 二 質権抵当権地上権又ハ永小作権ヲ設定スルコトヲ得ス
- 三 北海道庁長官（北海道知事）ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役権ヲ設定スルコトヲ得ス
- 四 留置権先取得権ノ目的トナルコトナシ

第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算イ十五箇年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス

第七条 北海道旧土人ノ保護ノ為必要アルトキハ之ニ関スル施設ヲ為シ又ハ施設ヲ為ス者ニ対シ補助ヲ為スコトヲ得

◆アイヌ民族に関する法律（案）（要約）

昭和59年5月27日に開催された北海道ウタリ協会総会において可決された。

前 文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れた。

土地をうばわれ、鹿猟、鮭漁を禁止される一方、和入移民が洪水のように流れこみ、アイヌ民族は生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

いま求められているのは、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種的差別の一扫、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

第一 基本的人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種的差別によって基本的人権を著しくそこなわれてきた。

アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公的称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきた。これまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方会議にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠である。

第三 教育・文化

- 1 アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
- 2 アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
- 3 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一扫するための対策を実施する。
- 4 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員にアイヌ民族のすぐ

れた人材を登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうようにする。

5 アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。

6 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、完全を期する。

第四 農業漁業林業商工業等

アイヌ民族の経済的自立を促進するために、つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

農 業

1 適正経営面積の確保

北海道農業は稲作、畑作、酪農、畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

漁 業

1 漁業権付与

漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

林 業

1 林業の振興

林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

商工業

1 商工業の振興

アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

労働対策

1 就職機会の拡大化

政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極的に推進する。

第五 民族自立化基金

アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確立されなければならない。その諸政策は、国、道および市町村の責任において行うべきものと民族の責任において行うべきものがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいうべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自立的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考ええる。

第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正當かつ継続的に反映させるための審議機関を設置する。

アイヌ資料を展示している博物館等

北海道内については100点以上のアイヌ資料を展示している博物館等を掲載した。

北海道内

国立アイヌ民族博物館

〒059-0902 白老町若草町2丁目3-1
TEL0144-82-3914

函館市北方民族資料館

〒040-0053 函館市末広町21-7
TEL0138-22-4128

北海道博物館

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
TEL011-898-0456

サッポロピリカコタン

〒061-2274 札幌市南区小金湯27
TEL011-596-5961

北海道立アイヌ総合センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
TEL011-221-0462

昭和新山アイヌ記念館

〒052-0102 壮瞥町昭和新山
TEL0142-75-2053

のぼりべつクマ牧場・ユーカラの里

〒059-0551 登別市登別温泉町224
TEL0143-84-2225

名寄市北国博物館

〒096-0063 名寄市字緑丘222
TEL01654-3-2575

旭川市博物館

〒070-8003 旭川市神楽3条7丁目
TEL0166-69-2004

川村カ子ト アイヌ記念館

〒070-0825 旭川市北門町11丁目
TEL0166-51-2461

平取町立二風谷アイヌ文化博物館

〒055-0101 平取町二風谷55
TEL01457-2-2892

萱野茂二風谷アイヌ資料館

〒055-0101 平取町二風谷79-4
TEL01457-2-3215

帯広百年記念館

〒080-0846 帯広市緑ヶ丘2 緑ヶ丘公園内
TEL0155-24-5352

北海道立北方民族博物館

〒093-0042 網走市潮見309-1
TEL0152-45-3888

苫小牧市美術博物館

〒053-0011 苫小牧市末広町3-9-7
TEL0144-35-2550

新ひだか町アイヌ文化交流センター

〒056-0011 新ひだか町静内真歌7-1
TEL0146-49-2900

浦河町立郷土博物館

〒057-0002 浦河町西幌別273-1
TEL0146-28-1342

幕別町蝦夷文化考古館

〒089-0563 幕別町千住114-1
TEL0155-56-4899

※令和5年度より改修工事のため閉館（新施設は令和8年度に開館予定）

網走市立郷土博物館

〒093-0041 網走市桂町1丁目1番3号
TEL0152-43-3090

弟子屈町屈斜路コタン アイヌ民族資料館

〒088-3351 弟子屈町字屈斜路市街1条通14
TEL015-484-2128

釧路市立博物館

〒085-0822 釧路市春湖台1-7
TEL0154-41-5809

北海道外

国立歴史民俗博物館

〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117
TEL050-5541-8600（ハローダイヤル）

アイヌ文化交流センター

〒111-0041 東京都台東区元浅草3丁目7-1
TEL03-5830-7547

東京国立博物館

〒110-8712 東京都台東区上野公園13-9
TEL050-5541-8600（ハローダイヤル）

野外民族博物館リトルワールド

〒484-0005 愛知県犬山市今井成沢90-48
TEL0568-62-5611

松浦武四郎記念館

〒515-2109 三重県松阪市小野江町383
TEL0598-56-6847

国立民族学博物館

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10-1
TEL06-6876-2151

天理大学附属天理参考館

〒632-8540 奈良県天理市守目堂町250
TEL0743-63-8414

写真・資料提供（敬称略）

写真Ⅰ-1 市立函館博物館／写真Ⅰ-2 帯広百年記念館／写真Ⅰ-3 函館市／写真Ⅰ-4 函館市／写真Ⅰ-5 余市町教育委員会／写真Ⅰ-6 市立函館博物館／写真Ⅰ-7 旭川市博物館／写真Ⅰ-8 釧路市立博物館／写真Ⅰ-9 網走市立郷土博物館／写真Ⅰ-10 北海道立北方民族博物館／写真Ⅰ-11 市立函館博物館／写真Ⅰ-12 旭川市博物館／写真Ⅰ-13 ところ遺跡の館／写真Ⅰ-14 佐藤雅彦・撮影／写真Ⅰ-15 江別市郷土資料館

写真Ⅱ-1 アーク・イメージギャラリー／写真Ⅱ-2 五所川原市教育委員会／写真Ⅱ-3 サンピアザ水族館／写真Ⅱ-4 北海道博物館／写真Ⅱ-5 間宮林蔵『東韃地方紀行』、独立行政法人国立公文書館／写真Ⅱ-6 中村和之・撮影／写真Ⅱ-7 中村和之・撮影／写真Ⅱ-8 市立函館博物館／写真Ⅱ-9 市立函館博物館／写真Ⅱ-10 上ノ国町教育委員会／写真Ⅱ-11 上ノ国町教育委員会／写真Ⅱ-12 上ノ国町教育委員会

写真Ⅲ-1 新ひだかアイヌ協会／写真Ⅲ-2 北海道博物館／写真Ⅲ-3 市立函館博物館／写真Ⅲ-4 公益財団法人松浦史料博物館

写真Ⅳ-1 平澤屏山「アイヌ熊狩の図」、市立函館博物館／写真Ⅳ-5 沖縄県立博物館・美術館／写真Ⅳ-6 「日高アイヌ・オムシャの図」、函館市中央図書館

写真Ⅴ-1 北海道大学附属図書館／写真Ⅴ-2 大阪人権博物館／写真Ⅴ-4 櫛桁啓治

写真Ⅵ-1 公益社団法人北海道アイヌ協会／写真Ⅵ-2 公益社団法人北海道アイヌ協会／写真Ⅵ-3 国際連合広報センター／写真Ⅵ-4 北海道新聞

写真Ⅶ-1 NPO法人知里森舎／写真Ⅶ-2 草風館／写真Ⅶ-4 北海道新聞／写真Ⅶ-5 札幌アイヌ文化協会／写真Ⅶ-6 公益社団法人北海道アイヌ協会／写真Ⅶ-8 公益社団法人北海道アイヌ協会／写真Ⅶ-12 川村則子／写真Ⅶ-13 アイヌ・レブルズ／

楽譜 舎川芽生・採譜

上記以外の写真・資料は当財団所蔵

図の引用・転載（敬称略）

図Ⅰ-1 湊正雄、1980『変動する海水面』東海大学出版会より転載／図Ⅰ-2 鶴丸俊明、1998「先史時代のたんの」『新端野町史』より作図／図Ⅰ-3 1992、『新版 古代の日本⑨ 東北・北海道』角川書店より作図

図Ⅱ-1 海保嶺夫、1987『中世の蝦夷地』吉川弘文館より転載／図Ⅱ-2 中村和之、1997「13～16世紀の環日本海地域とアイヌ」『中世後期における東アジアの国際関係』より作図／図Ⅱ-3 海保嶺夫、1987『中世の蝦夷地』吉川弘文館より転載一部改変

図Ⅲ-1 海保嶺夫、1996『エゾの歴史』講談社より転載一部改変

図Ⅳ-1 内田祐一、2004『アイヌの歴史と文化』創童社より転載一部改変

図Ⅴ-1 海保嶺夫、1978『幕藩制国家と北海道』三一書房より作図

表紙：『北海道国郡図』松浦武四郎

松浦武四郎は今の三重県出身の人で、幕末に数度に渡って蝦夷地を訪れ、当時のアイヌの人たちの生活の様子を記録しており、「北海道」の名付け親と言われている。

デザイン：須田照生

補足

2019（平成31）年4月には、法律に初めてアイヌ民族を「先住民族」と位置付けた新法「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定された。この新たな法律は、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ること」を目的としている。

これに伴い「アイヌ文化振興法」は廃止された。

また、2020（令和2）年7月12日、北海道白老町のポロト湖畔に、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が開設された。「ウポポイ」とは、アイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味する。ウポポイは、アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、人々が互いに尊重し共生する社会のシンボルとして、国内外や世代を問わずにアイヌの世界観や自然観等を学ぶことができる空間を形成する。



ウポポイ イメージ図

編集・執筆

小・中学生向け副読本編集委員会

委員長	阿部一司
副委員長	岡田路明
委員	石黒文紀
委員	清水裕二
委員	高橋吾一
委員	中村和之
委員	平山裕人
委員	古俣博之
委員	横山むつみ

アイヌ民族：歴史と現在－未来をともに生きるために〈改訂版〉

発行年月 2008年3月初版第一刷

2025年6月第十六版第一刷

発行 公益財団法人アイヌ民族文化財団

〒060-0001札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5F

TEL 011-271-4171 FAX 011-271-4181

URL <https://www.ff-ainu.or.jp> E-mail ainu@ff-ainu.or.jp

学校名		氏名	
-----	--	----	--